

コンゴ民主共和国会社設立マニュアル 2020

- 改訂版 -

(2021年1月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が、現地会計事務所 KPMG Côte d'Ivoire と共同で作成し、2021年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

アビジャン事務所
E-mail：CDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

I. コンゴ民主共和国の概要.....	1
I.1. 特徴.....	1
I.2. 住民と人口.....	1
I.3. 言語.....	1
I.4. 経済.....	1
I.5. 歴史と政治.....	2
I.6. 地理.....	2
I.7. 地形と植生.....	3
I.8. 気候.....	3
I.9. 宗教.....	4
I.10. 外交.....	5
II. コンゴ民主共和国の税制の概略.....	6
II.1. 所得税.....	6
II.2. 対物課税.....	13
II.3. 付加価値税（VAT）.....	17
II.4. その他の租税公課.....	19
III. 税務調査・税務訴訟.....	23
III.1. 税務当局の督促の権利.....	23
III.2. 税務当局の文書提出要求権.....	23
III.3. 税務調査手続き.....	23
IV. 労働法.....	26
IV.1. さまざまな雇用契約形態.....	26
IV.2. 総賃金.....	27
IV.3. 外国人労働者の雇用.....	28
IV.4. 労働条件.....	29
IV.5. 雇用契約の解除.....	30
V. コンゴ民主共和国の社会保障制度.....	32
V.1. 概要.....	32
V.2. 社会保障給付金の3部門.....	32
V.3. 社会保険料.....	34
V.4. 社会保障協約.....	35
VI. コンゴ民主共和国において適用される競争法の規則.....	36
VI.1. 競争に関する規則.....	36
VI.2. 価格の自由に関する規則.....	37
VI.3. 禁止慣行への違反に科される罰金.....	39

VII. 不動産法.....	40
VII.1. 一般使用権の取得手続き.....	40
VII.2. 土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの手続き.....	42
VII.3. 建設許可取得手続き.....	42
VIII. 知的所有権.....	43
VIII.1. 工業所有権の管轄機関およびその使命.....	43
VIII.2. 精神的作品の管轄機関およびその使命.....	43
VIII.3. 保護対象.....	44
IX. 関税、物品税、消費税.....	47
IX.1. 税関での申告と免除.....	47
IX.2. 輸入関税.....	48
IX.3. 商品輸出関税.....	50
IX.4. 保税通過のプロセスと手続き.....	58
IX.5. 消費税および物品税.....	59
IX.6. 通関課徴金.....	60
IX.7. 保税制度.....	60
X. 会社法.....	67
X.1. 合名会社 (SNC).....	67
X.2. 合資会社 (SCS).....	67
X.3. 有限会社 (SARL).....	67
X.4. 株式会社 (SA).....	68
X.5. 匿名会社.....	68
X.6. 事実上の会社.....	68
X.7. 経済利益団体 (GIE).....	69
XI. 常設事業所およびホールディングスに適用される特別規則.....	69
XI.1. 代表事務所または連絡事務所 (常設事業所) および支社に適用される規則.....	69
XI.2. コンゴ民主共和国におけるホールディングス特別制度.....	70
XII. コンゴ民主共和国における会社設立の手続き.....	70
XIII. 投資奨励策.....	72
XIII.1. 投資法典の説明.....	72
XIII.2. 適用分野.....	72
XIII.3. 認可の条件と義務.....	73
XIII.4. 優遇措置の適用範囲.....	73
XIII.5. 鉱業法典.....	74
XIV. 為替規制.....	76
XIV.1. 外貨の保有.....	76

XIV.2.	物品の輸出入取引	76
XIV.3.	役務の輸出入取引	77
XIV.4.	所得移転、資金移動.....	77
XIV.5.	コンゴ通貨建て口座 – 外貨建て口座	77
XIV.6.	為替交換手数料.....	77
XV.	コンゴ民主共和国の裁判管轄と裁判所の概要表	78
XV.1.	普通法裁判機関.....	78
XV.2.	特別裁判機関	80

コンゴ民主共和国会社設立マニュアル 2020 - 改訂版 -

I. コンゴ民主共和国の概要

I.1. 特徴

コンゴ民主共和国はアフリカ中心部に位置し、面積は 234.5 万km²である。9 カ国（アンゴラ、ザンビア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、ウガンダ、南スーダン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国）と国境を接している。

I.2. 住民と人口

2020 年 3 月 11 日改訂

コンゴ民主共和国の国内の人口は 9,500 万人（2019 年現在）と世界で最も人口の多いフランス語圏国である。近隣諸国の人口を加えると約 3 億人の消費者を抱える巨大市場となるため、ビジネス開発に戦略的に有利な立場にある。そのうちの大部分は北東部の南 Kiu（10%）に居住している。250 以上の部族がいるが、その多くは同じ文化を持ち、同じ言語を話す。

I.3. 言語

コンゴ民主共和国には lingala、swahili、kikongo、Tshiluba の 4 種類の国語がある。また、200 種類余の部族語がある。フランス語が公用語である。

I.4. 経済

コンゴ民主共和国は、同地域の他国に比して人口密度が低く、豊富な天然資源と鉱石に恵まれている。未開発のさまざまな鉱石の鉱脈は 240 億米ドルの価値を有すると評価されている。しかしながら、その経済は 1980 年以降大幅に後退した。

I.5. 歴史と政治

1960年6月30日に独立、旧ベルギー領コンゴは1971年から1997年までザイールと呼ばれた。コンゴ・ザイール解放民主勢力同盟（AFDL）の議長であったローラン・デジレ・カビラがキンシャサを制圧、モブツ・セセ・セコ政権に終止符を打ち、国名を現在のコンゴ民主共和国と改称した。2001年1月、ジョゼフ・カビラが暗殺された父を後継し、政権を掌握。その後2度の選挙を経て18年間にわたり政権の座を維持した。当初、カビラの任期が満了となる2016年に予定されていた大統領選挙が再三にわたり延期された末、2018年12月30日に実施され、野党候補のチセケディが大統領に就任した。

コンゴ民主共和国はアフリカ大湖沼および国内における約20年にわたる紛争の影響に依然として直面している。治安はいまだ完全には回復しておらず、国の東部は多数の武装集団が活動を続けており不安定な状況にある。インフラは全体的に非常に不十分である。国際社会はコンゴ民主共和国を支援しており、国連による大規模な活動（22,000人の職員派遣）、国際連合コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）を展開している。

I.6. 地理

コンゴ民主共和国はアフリカ中心部に位置し、面積234.5万km²とアフリカ大陸の中でも最も広大な国家の一つである。以下、九つの隣国諸国と9,165kmにわたり国境を共有している。

- 西：カビンダ州(7.270 Km²)、コンゴ共和国(342.000 Km²)
- 東：ウガンダ(241.340 Km²)、ブルンジ(27.834 Km²)、ルワンダ(26.340 Km²)、タンザニア(942.799 Km²)
- 北：中央アフリカ共和国(622.436 Km²)、スーダン(2.503.890 Km²)
- 南：ザンビア(752.614 Km²)、アンゴラ(1.246.700 Km²)

コンゴ川流域の大部分がコンゴ民主共和国の国土を流れ、その流域面積は百万km²以上に上る。唯一の海洋流出は川北岸の狭い領土のみである（コンゴ中央州のモアンダ地方）。国中央の広大な低地には、西へ流れる河川流域により形成される盆地が広がり、熱帯雨林で覆われている。周りには、南東部のミトゥンバ山地や北のヴィルンガ山地のような山岳テラス、南と南西のサバンナ高原、北側川向うには密林が広がっている。高い山々は、国の東端（グレートリフト地方）に位置している。

I.7. 地形と植生

コンゴ民主共和国は以下、四つの地理的地域からなる。

- 西部の海岸平野
- 平地および台地からなる中央盆地。植生は密林（熱帯雨林）の特徴をもつ。
- 北部、北東部、南部の高原。植生は森や森が点在するサバンナで構成される（植生は主に熱帯性植物）。
- 東部、南東部、西部の山脈

コンゴ民主共和国は、1億2,000万ヘクタール以上に広がる非常に豊かな耕作可能な土地を有しているが、これまでに利用されているのは、わずか1%にすぎない。

I.8. 気候

コンゴ民主共和国は赤道が横断しており、国土の3分の1がその北側に位置している。気候は河川流域では高温多湿、南部に行くほどより乾燥し涼しくなる。赤道より南の地域では雨季が10月から5月まで続き、北部では4月から11月が雨季となる。赤道付近では、年間を通して降水量が比較的一定している。雨季には、激しい雷雨があるが、数時間ほどしか続かない。国全体の平均降水量は107cmである。

以下、4種類の気候がみられる。

- 赤道気候（東部州、赤道州、マニエマ州・バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州の北部）
- 高湿度の熱帯気候（東部州・赤道州・コンゴ中央州の北部、バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州・カタンガ州北部の中央部）
- 長期乾季の熱帯気候（バンドゥンドゥ州・西および東カサイ州・カタンガ州の南部）
沿岸気候（コンゴ中央州の西部）

コンゴ民主共和国の気候は、また、豊富な河川による十分な降水量と、広範な日照により特徴づけられる。これらの気象条件により、食糧農産物栽培の年3～4回の収穫が可能となっている。

I.9. 宗教

暫定憲法第 26 条では、新憲法（第 22 条）に相当する提案とともに、崇拝の自由を認めている。これらの権利は一般的に尊重されている。しかし、特定の予言組織と民兵グループとの間による宗教的緊張が存在する。国の東部では、特に第二次コンゴ内戦期間中、特定の軍事グループが銃弾を水に変えるお守りにより無敵になれると信じていた。（伝統的マイマイ思想）

①キリスト教

・ カトリック、プロテスタントキリスト教は 1484 年、ポルトガル人が到来し、王とその側近に対し民衆の改宗を説得したのをきっかけに導入された。改宗は当初技術的な動機に基づいたものであり、探検家たちのさまざまな建築物、船、工具に感動したコンゴ人は、それらの文化と信仰を取り入れたいと考えた。最近では、「繁栄」を説く教会が重要性を増しており、信仰が経済的繁栄をもたらしてくれると主張している。

・ キンバングストとアフリカのキリスト教キンバングストはコンゴ国内および近隣諸国に広がり、アフリカで最も人気のある宗教となっている。信奉者は喫煙や飲酒を行わず、暴力を避ける。一夫一妻制度が実施されている。

・ エホバの証人聖書の教えを基本とし、主な活動として神の王国の福音を説く宗教団体。エホバは神の名前であり、三位一体信仰は許されていない。

・ 末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン）最初のモルモン宣教師は 1986 年にコンゴ民主共和国に到着した。現在約 3 万 4,000 人のメンバーを抱え、日曜には 116 の会衆の一つに集まる。キンシャサに神殿を建設する計画を 2011 年に発表しており、信者はコンゴの人道分野、特に村の水供給の分野で活動を行っている。

②伝統的宗教信仰

地霊信仰のみを行っているコンゴ人口は、わずかに 1%にすぎないが、アフリカの信仰はそれをはるかに上回る人々に影響を与えており、キリスト教の生き方にその跡を残している。実際、コンゴ人の大部分が、複数の共通点を持つアフリカ宗教の信仰習慣をもつ。

③イスラム教コンゴ民主共和国では、イスラム教徒は少数派であるが、多数を占めるキリスト教に次ぐ信奉者数を有する第 2 の宗教である。国内のイスラム教徒の正確な数は把握されておらず、出所により異なる。CIA のワールドファクトブック (World Factbook) では 10%、Pew Research Center では 1.5%多く、さらにほかでは 5%または 15%とさ

れている。イスラム教は1860年ごろ、象牙交易などを通して東アフリカより到来した。イスラム教徒の約50%がスンニ派とされており、シーア派10%、アフマディ15%と続く。その他のイスラム教徒は特定のグループとは関連していない。

I.10. 外交

アフリカの中心部にあるという立地条件により、独立以来、同国は（ザイールと呼ばれた時期）その地方における重要な役割を果たしてきた。広大な国土、豊富な鉱物資源、戦略的位置を理由に、ザイールは冷戦の緊張を利用し西洋の支援を受けた。1990年代初頭、ペレストロイカの風による冷戦の終結とともに、政治的変化を望む国民の圧力により内部政治改革が増幅する。鉱物資源の潜在力の犠牲者となるコンゴ民主共和国を狙う動きが高まり、1998年には内戦に突入。近隣国家、特にウガンダ、ブルンジ、ルワンダの軍隊が、国家の東部の大部分を占める反政府運動を支援、介入した。ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア、チャド、スーダンもキンシャサ政権を支持した。

また、近隣諸国との関係は多くの場合、安全上の問題を理由としており、複雑で錯綜した同盟が地方の関係を特徴づけている。スーダン、ウガンダ、アンゴラ、ルワンダ、ブルンジにおける紛争は繰り返し発生し、二国間、地方間の緊張を生み出した。現在のコンゴ民主共和国における危機は、コンゴが近隣国を攻撃するさまざまな反乱グループによる基地となっている一方で、大規模な政治的システムの不在が原因となっている。

コンゴ民主共和国の旧宗主国として、ベルギーとは特別な関係を構築している。

- ベルギーはキンシャサに大使館を、ルブンバンには総領事館を置いている。
- コンゴ民主共和国はブリュッセルに大使館を置いている。

II. コンゴ民主共和国の税制の概略

II.1. 所得税

II.1.1. 利益・利潤税（以下、IBP）－ 法人税

II.1.1.1. 適用範囲

IBP は、コンゴ民主共和国で工業、商業、手工業、農業、不動産業に関わる事業活動を行うすべての企業の純益に適用される。コンゴ民主共和国で事業活動を行う外国企業は、常設のまたは固定の事業所により得られた利益に対して課税される。

II.1.1.2. IBP の課税基礎

IBP は、収入からこれを獲得、保持するために費やされた事業費用を差し引くことにより算出される各会計年度の純益に基づき決定される。事業費用とは以下を指す。

- ・ 所得獲得年度に発生した費用
- ・ 会社の事業活動に関わる費用
- ・ 現実に費やされた費用

例えば、一般的に控除が認められている費用は以下のとおりである。

- ・ 賃貸料
- ・ 事業活動に関わる機器やその他の動産のメンテナンスに要する一般費用
- ・ 従業員に支払われる給与・手当
- ・ 第三者への債務の利息
- ・ 減価償却費
- ・ 過年度の損失（または繰越損金）：これは損失が発生した年度の翌年度から起算して5年間に得た利益に繰り越すことができる。

特徴：コンゴ企業が、直接資本参加により、または、同一グループの1社もしくは複数の企業の資本参加により関係を有する外国法人に対して支払う金額は、以下の3条件を満たす場合にのみ控除可能である。

- 提供された役務が証明されている。
- 当該の役務がコンゴ民主共和国で行うことができない。
- 報酬額が提供された役務の実際の価額に対応している。

ただし、税法典では、海外本部の一般費用と管理費用は、コンゴ民主共和国にある支社により得られた利益から控除されないと規定されている。

また、以下の費用は課税対象所得から控除できるとはみなされない。

- ・ 事業活動に不要な出費
- ・ 所得税（特に IBP、IPR、IERE）
- ・ 税制上の過料や罰金
- ・ 企業内で取締役会メンバーに株式で支給される賞与
- ・ 引当金（鉱業等の一部の業界を除く。）

2018年12月13日改訂

II.1.1.3. IBP の税率

2019 年度財政法第 18/025 号第 17 条の規定に則り、IBP の税率は 30%となっている。ただし、申告された売上高の 100 分の 1 未満とすることはできない。

II.1.1.4. 納付方法

2019年12月31日改訂

2020 年度財政法第 19/005 号第 21 条の規定に則り、IBP の納付方法は以下のとおりである。

- 大企業局および税務署の管轄下にある企業については、それぞれが前年度に申告された IBP に、不服申し立ての対象であるか否かにかかわらず、税務当局が決定した追徴金がある場合にはこれを加えたものの 20%に相当する金額を 4 回、仮納付金のかたちで支払う。

この仮納付金は、それぞれ毎年 6 月 1 日、8 月 1 日、10 月 1 日および 12 月 1 日までに自発的に支払われる。

- 年度末に、支払い済みの前納付払金および源泉徴収税追徴税が納税者に課せられる IBP から差し引かれる。

ある年度に支払われた前払金が同年度の IBP 額を上回る場合、納税者の要求に応じて、過払い分をその他の税の支払いに充てることができる。

II.1.1.5. 申告義務

2019年12月31日改訂

2015 年度財政法第 14/027 号第 7 条の規定に則り、会計年度の所得申告は、所得を得た年度の翌年度の遅くとも 4 月 30 日までに行わなければならない。

税務申告書は納税義務者により署名され、また、会計士または顧問により副署される。この申告書には確定された IBP の支払いに加えて、当該企業の財務書類、固定資産再評価特別申告書が添付される。

II.1.2. 賃貸所得税(IRL)

II.1.2.1. 適用範囲

コンゴ民主共和国に所在する建物および土地の賃貸からの所得は課税の対象となる。自らまたは配偶者の住居に居住する従業員に支給される住宅手当は、賃貸所得とみなされる。

II.1.2.2. IRL の課税基礎および課税率

課税基礎は賃貸所得者が得る総収入である。

IRL の課税率は 22 %に定められている。

特徴：支払われた賃貸料に対する源泉徴収

1983年2月23日法律第83/004号により、IRLに関して国庫への納付を目的とした賃貸料債務者（借借人）による賃貸料からの IRL 源泉徴収システムが制定された。

同措置は、公法人もしくは私法人、または、普通法に規定された利益に対する職業税が課される自然人である借借人および転貸借借人を対象としたものである。

源泉徴収額は総賃貸料の 20%である。

支払われた賃貸料に対する 20%の源泉徴収税の国庫への納付の際には、必ず申告書（明細書）を添付しなければならない。この納付は**賃貸料支払後 10 日以内**に行わなければならない。

賃貸対象である建物、土地、その他課税対象資産の数にかかわらず、賃貸料所得者である不動産所有者が明細書を作成しなければならない。

賃貸料からの源泉徴収またはその納付が行われなかった場合、徴収されるべき金額と同額の罰金が科される（税務手続き改正に関する 2003年3月13日法律第004/2003号）。源泉徴収税の支払いの遅延には、月 2%の延滞利息および 25%の納付延滞金が科される。

II.1.2.3. IRL の支払い

IRL は、毎年、諸借借人が行なった源泉徴収分を差し引いた上で、申告書提出時に支払われる。

II.1.2.4. 申告手続き

賃貸所得者は、毎年、遅くとも 2月1日までに、前年度の所得を申告しなければならない

い。

II.1.3. 源泉徴収税

II.1.3.1. 動産税(IM)

II.1.3.1.1. 適用範囲

この税は、以下の所得に適用される。

- コンゴ民主共和国に本社を有する企業により支払われた配当金、利息、利益持分または発起人持分を含む、株式または株式に類似する持分による所得。
- 利益、キャピタルゲインまたは以前会社資本に組み入れられていた準備金等含む範囲で、会社資本の全部または一部の払い戻し。
- コンゴ企業がコンゴ民主共和国に居住しない者から事業目的で借り入れた資本からの利息および所得。
- コンゴ企業の取締役会メンバーに支給される賞与。
- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国の株式による民事会社または商事会社により支払われた株式または持分による所得
- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国の株式によらない企業により支払われた匿名社員の持分による所得。
- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国企業の取締役会メンバーに支給される賞与。
- 支払われたロイヤルティの純額。

ロイヤルティとは、以下の対価として支払われたあらゆる性質の報酬を意味する。

- 映画を含む文学、芸術、科学に関わる作品の著作権の使用または使用权
- 特許、商標、意匠や雛型、処方、秘密の製法の使用または使用权
- 工業、商業、科学に関わる機器の使用または使用权
- 工業、商業、科学の分野において取得された経験に関する情報

II.1.3.1.2. 課税基礎

分配された所得の総額が基礎となる。ただし、

- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国の株式による民事会社または商事会社により支払われた株式または持分に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の 40%が課税基礎となる。
- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国の株式によらない企業により支払われた匿名社員の持分による所得に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の 50%が課税基礎となる。
- コンゴ民主共和国に常設または固定の事業所を有する外国企業の取締役会メンバ

一に支給される賞与に関しては、常設または固定の事業所が得た所得の10%が課税基礎となる。

➤ ロイヤルティーに関しては、その純額が課税基礎となる。

純額とは、ロイヤルティーの総請求額からその取得または保持のためにその受益者が費した支出金または費用を差し引いたものである。この支出金または費用が確定していない場合、純額は税務当局によりロイヤルティーの総請求額の30%に定められている。

また、分配される所得の借方である者がIMを負担する場合、IMの課税基礎は分配される所得にIM自体を加算した額となる。

同所得を分配する企業がIMを支払う場合、IMは利益・利潤に対する税が課される所得からの控除可能な費用として認められない。

II.1.3.1.3. IMの課税率

課税率は20%である。ただし、鉱業会社の配当金については10%である。

II.1.3.1.4. 支払および申告の方法

IMは、課税対象所得が支払われた時または支払いを受ける者にその自由処分が可能となった時に請求可能となる。

IMの課税対象である所得の借方である者には、所得が支払われた月または支払を受ける者にその自由処分が可能となった月の翌月の15日までに、申告に基づき、税を源泉徴収し、納付する義務が課される。

外国企業が行う分配に対して同外国企業に課されるIMは、所得が得られた年度の翌年度の4月30日までに行為される対応する申告書の提出の際に支払われる。

IMの申告および支払いがない場合は、25~100%の罰金および遅延が確認された月あたり2%の延滞利息が科せられる。

II.1.3.2. 非居住者である役務提供者の利益・利潤に対する源泉徴収税

II.1.3.2.1. 課税基礎

この税は、コンゴ民主共和国に非居住の自然人または法人により提供されるあらゆる性質の役務に対する報酬として支払われる金銭に課される。税額は役務提供者が発行する請求書の総額に基づき計算され、役務提供者が納付する。

税率は14%である。

II.1.3.2.2. 発生事実および納付期限

この税の発生事実は、コンゴ民主共和国に非居住の自然人または法人による役務または役務の一部の遂行である。この税は手付金または前払金の支払時より請求可能となる。

II.1.3.2.3. 申告と納付

確定した税は、役務提供を受けた者から請求額の支払がなされた月の翌月の 15 日までに申告され、納付されなければならない。

II.1.4. 職業報酬税(IPR) - 自然人税

II.1.4.1. 適用範囲

請負契約によらずに第三者から報酬を得ている者の所得が課税対象となる。

II.1.4.2. 課税基礎

報酬には、特に、俸給、給与、公定報酬、実際にかかった経費の精算以外の手当、賞与、特別手当その他その性質のいかん、固定であるか変動であるかを問わずあらゆる報酬、就業停止または雇用契約終了に伴い雇用者により支払われる金銭が含まれる。

駐在員に関しては、IPR の課税基礎はその派遣元の国で適用される当該駐在員の職階に対応する職種間共通最低保証賃金未満であってはならない。住宅費、交通費、医療費以外の現物支給分は報酬に組み入れられる（下記参照）。これらはその実際の価額で計算される。現物給付である食料品は、無償で与えられている場合には課税対象となる。

II.1.4.3. 課税基礎の免除/控除

以下は IPR の課税基礎に含まれない。

- 法定率を超えない限りにおいて、従業員に支給される家族手当
- 老齢、身体障害、死亡に関して支払われる年金および扶養定期金
- 以下を条件とした、住居、交通、医療費に関する手当または現物支給
 - ✓ 住宅手当は課税対象給与の 30%以下であること
 - ✓ 毎日の通勤手当は、その必要性和実際の乗車が証明されている限りにおいて、管理職はタクシー4回分、その他の従業員はバス4回分を上限に、現地で適用されているチケット代と同等であること
 - ✓ 医療費は過剰な金額ではないこと

以下は IPR 課税基礎から控除される。

- 公的年金金庫に対する実際の支払金、または、従業員の身分もしくは雇用契約に

基づく雇用者による支援の下での終身年金、年金、健康保険、失業保険の形成のための義務的な支払金

- 納税義務者が本人および家族のために支出した医療費

II.1.4.4. 徴収方法

2019年12月31日改訂

IPRは被雇用者の給与から雇用者により源泉徴収される。よってこれは被雇用者の負担である。

II.1.4.5. 課税率

IPRは課税区分ごとの累進税である。

年次課税率一覧表を以下にあげる。

IPR 税率表				
区分	下限	上限	月ごとの税	課税率
	単位：FC	FC	FC	
1	-	1,944,000,00	58,320,00	3%
2	1,944,001,00	21,600,000,00	3,006,719,85	15.00%
3	21,600,001,00	43,200,000,00	9,486,719,55	30.00%
4	43,200,001,00	-	-	40.00%

FC=コンゴ・フラン

なお、課税額は課税対象所得の30%を上限とする。

事業分野や報酬として支払われた金銭の性質により、別の税率が適用される。

- 比例課税 (10%) : 定年退職手当に適用
- 比例課税 (15%) : 臨時労働者の給与に適用

扶養する子の人数により控除が適用されるが、大きな額ではない。

2019年12月31日財政法第19/005号第17条の第4項に規定されているように、いかなる場合も、算定された職業税は単独で2,000 FCを下回ることはできない。

II.1.4.6. 申告義務

IPRの納税義務を負うすべての自然人または法人(雇用者)は、当該月の翌月の15日までに月次申告を行わなければならない。

II.1.5. 駐在員報酬特別税 (IERE)

この税は、雇用者が負担するもので、駐在員に支払われる報酬にのみ適用される。この税は、外国人の雇用を抑制にすることによる現地労働力の利用促進を目的とする。

駐在員とは、コンゴ民主共和国以外の国から派遣された労働者を意味する。現在のところ、近隣諸国からの労働者は駐在員とはみなされない。IERE の課税基礎は現地通貨建ておよび外貨建ての報酬から構成される。

課税率は 25% で、総額に課される (社会保障負担金と同一の算定基礎)。

申告義務は IPR と同一である。

IERE は IBP の課税対象である利益から控除できない点に留意されたい。

2014 年 12 月 31 日改訂

2015 年度財政法第 14/027 号第 23 条に則り、2000 年 9 月 9 日デクレ・ロワ第 119/2000 号により制定された税務当局が知るところのいかなる職業活動も行わない駐在員を対象とする最低税は廃止される。

同政令 (デクレ) は税務当局が知るところのいかなる職業活動も行わない駐在員を対象とする最低税を制定し、その四半期ごとの金額を 6,000 米ドル、すなわち年額 2 万 4,000 米ドルに定めていた。

II.2. 対物課税

II.2.1. 車両税

車両税は、1 台以上の車両を使用する自然人または法人を課税対象とする。

この税はオートバイ、自動車、船、モーターボート、捕鯨船、平底船、その他の小型船 (曳船) に適用される。

II.2.1.1. 課税率

この税の課税率は以下の事柄により異なる。

- ✓ 車両のパワー (馬力で表される)
- ✓ 用途 (救急車、レッカー車、工作機械は税が免除される)
- ✓ 所有者の身分 (国際機関や外国外交団メンバーが所有する車両は、互惠を条件

に免除される。また、税額は車両が自然人に属するか、法人に属するかにより異なる。)

車両税納税義務者は、車両ごとに使用開始前に申告を行い、登録証明書の発行を受ける。同証明書は税の支払いに使用される。

車両の譲渡または廃車は、その発生から 30 日以内に行政当局に届け出なければならない。

この税の課税率はコンゴ民主共和国の州により異なる。この税金が州税であるためである。 車両税の課税率は以下のように定められている。

A. オートバイ 5 Ff

B. 商用車

- 2,500 Kg 未満 : 9 Ff
- 2,500 ~ 10,000 Kg : 14 Ff
- 10,000 Kg 超 : 17 Ff

C. 乗用車

① 自然人所有車両

- 01~10 馬力 : 14 Ff
- 11~15 馬力 : 17 Ff
- 15 馬力超 : 21 Ff

② 法人所有車両

- 01~10 馬力 : 23 Ff
- 11~15 馬力 : 29 Ff
- 15 馬力以上 : 44 Ff

D. トラクター

事例に応じて、上記 B または C の課税率をもって課税される。

E. 専門にまたは副次的に旅客輸送を行う船およびモーターボート
1 馬力あたり 6 Ff

F. 商品輸送、曳航またはケッキングを専門に行う船およびモーターボート
1 馬力あたり 4 Ff

G. 捕鯨船、平底船、その他の被牽引船舶

トン数証明に記された正味トン数 1 立法メートルあたり 9 Ff

H. プレジャーボートおよびプレジャーモーターボート
1馬力あたり 17 Ff

注：1 税フラン (Ff) は 1 米ドルに等しい (1Ff = 1 米ドル)

II.2.2. 鉱山・炭化水素採掘権面積税

探鉱、採掘を問わず、石油採掘権または鉱業許可の所有者はすべて、鉱山・炭化水素採掘権面積税を支払わなければならない。

また、この支払いは、1月1日現在において所有する採掘権に関して2月1日までに
行われる特別申告の対象である。

課税額は、以下の方法で算出される。

❖ 鉱物セクター

- ・ 初年度、1ヘクタールあたり 0.0241 米ドル (探鉱) および 0.0481 米ドル (採掘)
- ・ 2年度、1ヘクタールあたり 0.0361 米ドル (探鉱) および 0.0722 米ドル (採掘)
- ・ 3年度、1ヘクタールあたり 0.0421 米ドル (探鉱) および 0.0842 米ドル (採掘)
- ・ 4年度以降、1ヘクタールあたり 0.0481 米ドル (探鉱) および 0.0963 米ドル (採掘)

❖ 炭化水素セクター：1ヘクタールあたり 0.02 米ドル (探鉱) および 0.04 米ドル (採掘)。これらの課税率は2年度に50%、3年度には75%、4年度以降は100%引き上げられる。

II.2.3. 不動産税 (IF)

II.2.3.1. 適用範囲

コンゴ民主共和国に所在する建物および土地がこの税の課税対象である。建物とは、
ヴィラ、集合住宅およびその他の建築物を指す。納税義務者は課税年度の1月1日現在の
建物の所有者 (所有権保持者、占有者、長期賃借人、使用権保持者) である。

以下の者は、IFが免除される。

- ✓ 国家、州、都市、予算に基づく補助金以外の収入のない公施設法人
- ✓ 認可された宗教団体、科学団体、慈善団体
- ✓ 宗教的、科学的、慈善的性格の作品の管理を目的とする法人格を有する非営利の民間協会

- ✓ 外国国家：大使館、領事館または外交官もしくは領事館員の住居等に関して（互恵性が条件）
- ✓ 特定の建物および土地は、特に所有者の身分に応じて、IF が免除される。
例えば、以下の資産は免税の対象となる。
 - ・ 所有者による使用が少なくとも 80%に達することを条件として、農業製品または畜産製品の製造に使用される建物を含む、所有者により農業または畜産のみに充てられた資産
 - ・ いかなる営利活動も行わない所有者により以下に充てられた資産：協会礼拝式、教育、科学研究、病院、ホスピス、医院、診療所、その他の類似の慈善活動
 - ・ 法人格を有する商工会議所活動
 - ・ 住居、飲料提供または何らかの商業活動に充てられる建物を除く法人格を有する相互会社および職業団体（組合）の社会的活動

II.2.3.2. 課税率の決定

IF の課税率はコンゴ民主共和国の州により異なる。この税金が州税であるためである。

課税率は資産の性質（ヴィラ、複数階の建物、集合住宅、建築物のない使用許可を有する土地等）および地区の等級により異なる。

参考：オー・カタンガ州で適用される不動産税は以下のとおりである。

- ・ヴィラ：1 平方メートルあたり 0.30～ 2 米ドル
- ・集合住宅：1 戸あたり 30～ 150 米ドル
- ・商用フロアおよびその他の商用建物：1 物件あたり 5～25 米ドル
- ・その他の住居用建物：5 ～20 米ドル
- ・その他の構築物（格納庫、貯蔵施設またはタンク、倉庫、発信機または受信機、コネクテナ、通信用アンテナ：25 ～200 米ドル
- ・建築物のない使用許可を有する土地：面積および等級に基づき区分ごとに適用される 1 平方メートルあたりの課税率。これは 0.02 ～ 0.5 米ドルである。

II.2.3.3. 申告義務

不動産税（IF）課税対象者は、毎年税務当局に対し、（2月1日までに）所有するすべての課税・非課税対象物を示した申告を行わなければならない。

この税は州に移譲されており、州徴税事務所を通じて領収されている。

II.3. 付加価値税（VAT）

2010年8月20日オルドナンス第10/001号により、売上税（ICA）に代わって、付加価値税（VAT）が導入され、2012年1月より施行された。

課税事業者である自然人の住居または法人の本社がコンゴ民主共和国の領土外にある場合も、コンゴ民主共和国内で行われたすべての取引は付加価値税の対象となる。

II.3.1. 適用範囲

課税事業者が課税事業者として有償で行った経済活動に関わる取引は、付加価値税の対象となる。この取引とは以下のとおりである。

- ✓ 第三者への有形動産の引き渡し
- ✓ 第三者への役務の提供
- ✓ 自らへの資産の引き渡し
- ✓ 自らへの役務の提供
- ✓ 輸入

II.3.2. 課税基礎

課税基礎は、VAT自体を除く、助成金および取引に関連したあらゆる種類の費用、税金、賦課金、関税または徴収金を含む、取引の対価として受領したすべての金銭、有価証券、資産または役務から構成される。

以下が課税基礎に含まれる。

- ✓ 基本価格
- ✓ あらゆる種類の税金、徴収金
- ✓ 資産の引き渡しおよび役務提供の付帯費用
- ✓ 価格に追加される料金

II.3.3. 課税率

課税率は以下のように定められている

- ✓ 課税対象となるすべての取引 16%
- ✓ 輸出および類似の取引 0%

II.3.4. 納税義務者の義務

付加価値税は、製品の消費者または役務の受益者により負担される。課税対象取引を行う者が徴収、納付を行う。

すべての付加価値税課税事業者はその事業活動の開始前に、税務当局に課税事業者の届出をしなければならない。ただし、納税者が課税事業者条件を満たしている場合は、この届出により徴収義務が中断されるわけではない。

年度中に総売上高が同オールドナンス・ロワ第 14 条に規定された課税対象事業者下限額に達し、そのために付加価値税の納税義務者になったすべての自然人または法人は、下限額に達した月の翌月の 15 日までに税務当局に課税事業者の届出をしなければならない。

II.3.5. VAT の還付

- ▶ ある月の VAT 控除額が支払うべき税額よりも多い場合、超過分は税額控除分となり、消滅するまで翌月以降の月の納付すべき税額から控除される。**税額控除分は課税事業者への還付の対象とはならず、譲渡もできない。**
- ▶ 輸出業者、大規模投資を行う企業、鉱業または石油関連のプロジェクトの研究または開発および建設の段階にある鉱業会社および石油会社ならびに活動停止状態にある企業は、税務当局への明示的請求により、動産や役務の取得に関わる VAT 税額控除分の還付を受けることができる（財政法第 14/002 号第 14 条）

大規模投資とは、事業活動に必要とされる、新規な状態で取得された少なくとも 10 億 CDF に相当する価値を有する有形固定資産を意味する。拡張や近代化に関わる大規模投資を行う課税事業者は、取得後 3 カ月以内に、上記の固定資産に課された VAT の税額控除分の還付を請求することができる。

- ▶ 納税義務者が課税事業者の資格を喪失した場合、その VAT 税額控除分は、その者がその他の税として実際に支払うべき金額から控除される。残りの税額控除分は還付される。
- ▶ 還付請求された VAT 税額控除分は、翌月以降における申告で控除することはできない。

II.3.6. 控除の原則

課税対象である取引の上流で同取引の価格要素に課された VAT は、課税事業者の同取引に適用される VAT から控除することができる。

前項に記述された課税事業者は、取引に課される税額から、次のものの購入または輸入の際に支払われた VAT を控除することができる。

1. 課税対象である製品の構成に含まれる、または最終製品には含まれずに、製造工程で破棄される、もしくはその固有の性質を失う原材料、中間財、消費財
2. 課税対象である取引の枠内で転売される資産
3. 控除の権利を付与する取引の原価に含まれる役務
4. 投資または一般費用との名目の下に事業活動のために取得された動産、不動産および役務

課税事業者は、上記 1、2、3、4 に記載される資産および役務の自らへの引き渡し・提供に課される VAT を控除することができる。

資本財は、VAT 控除分を差引いた購入価格または原価が当該企業の会計帳簿に記帳された際に控除対象となる。

これらの資産の償却費は、利益に対する税金の課税基礎については、VAT 控除額を差引いた購入価格または原価を基に算出される。

控除の権利は、課税事業者が納税を行うべきときに発生する。この権利は納税を行うべき年度の翌年度の 12 月 31 日までに行使される。この期日を過ぎた場合、控除されていない VAT は国庫により領収され、不服を申し立てることはできない。

II.4. その他の租税公課

II.4.1. 登記税/譲渡税

コンゴ民主共和国には、鉱業許可の譲渡の場合に適用される 1%の登記税がある。一部の取引には譲渡税が課される。

株式会社(SA)の設立または増資の場合：増資の場合は増資分の金額の 1%、または、SA 設立の場合は資本金の金額の 1%が比例税として支払われる。

- ・ 不動産の譲渡：
- ・ 売却：資産の市場価格の 3%
- ・ 出資：出資額の 3%

・合併：合併に伴い提供される不動産の価額の1.5%

不動産の譲渡においては、管轄の財産局により登記証書が発行される。譲渡税の課税基礎は申告された価額である。しかし、この価額が不当に低い場合は、財産局により課税基礎が定められる。

2018年12月28日改訂

動産譲渡に課される登記税は不動産売却価格の3%である。

II.4.2. 各省のために徴収される税

コンゴ民主共和国において、多くの税がさまざまな省庁のために徴収される。これらの税は、一般的に許可、承認、公的書類交付に関連するものである。課税率は共同省令により定められており、定期的に更新される。

以下に主なものをあげる。

	省	税金
コンゴ民主共和国における商業活動実施許可	経済貿易省	外国人が過半数を所有する企業または外国企業の支社（年間1,000米ドル）を対象とする
外国人従業員用労働許可証交付	労働社会福祉省	カテゴリーA（農産業、畜産業）：500米ドル カテゴリーB（建築、エネルギー、輸送、サービス）：700米ドル カテゴリーC（商業、銀行、金融機関）：1,000米ドル カテゴリーD（鉱物採掘）：2,800米ドル
進出税 年次報酬税	環境省	企業が不衛生または有害な事業活動を行う際に発生する。金額は事業活動の性質およびその実施を可能とする要素により異なる。
登記（譲渡）比例税	国土省	販売、相続、寄付、出資の場合は不動産価値の3%、合併、共有の場合は不動産価値の1.5%
	国土省	米ドル/m ² で表された基礎額の0.6%
輸出入番号年次関税	経済貿易省	共通税：1,000米ドル、 鉱業会社および下請企業：2,000米ドル

外国人滞在許可証 (2 年)	内務省	第 1 カテゴリー: 250 米ドル 第 2 カテゴリー: 200 米ドル 第 3 カテゴリー: 50 米ドル
労働滞在ビザ (2 年)	内務省	653 米ドル
	内務省	217 米ドル
会社設立税	法務人権省	株式会社: 資本金の 1% 、 有限会社、簡易株式会社等: なし
広告作品制作税	文化芸術省	150~300 米ドル
建設会社認可	公共事業省	200~3,000 米ドル

これらの税金の額は、課税当局、すなわち各省庁の管轄部署によって決定される。ただし、これらの税の徴収は公企業である非財政収入局 (DGRAD) が行う。これらの税の徴収に関わる訴訟も DGRAD の管轄である。

税務調査の権限があるのは課税当局のみであるが、実務的には、DGRAD にもこの権利が付与されている。

II.4.3. 地方自治体 (州、都市、市町村) のために徴収される税および課徴金

法律第 08/012 号により、州の自由行政、州の権限、財源に関する基本原則が明確にされている。

コンゴ民主共和国は 11 の州から構成されており、キンシャサは単独で一つの州となっている。

州の財源は以下から構成されている。

- ・ 特定の税 (IRL、IF、車両税)
- ・ 中央政府からの分配金
- ・ 特定の税、課徴金および行政収入。行政収入に関しては、以下のようなさまざまな分野に関連したものが存在する。

例：

	管轄	課税率
汚染性事業活動税	州（環境）	実施される活動による
特別道路通行税	州（財政）	キンシャサの公共道路網の通行を許可された自動車の所有者に課される税。本税は年税であり、自然人が所有する乗用車で 11 ～17 米ドル、法人が所有する乗用車で 17 ～42 米ドルである。
鉱山採掘権面積税	州（鉱業）	年により 1 ヘクタールあたり 0.04～0.08 米ドル
公共照明税	州（エネルギー）	電力公社（SNEL）請求書（税抜金額）の 1%
石油製品貯蔵税	州（炭化水素）	
広告表示許可税	州（文化芸術）	例：道路掲示板：1.5 米ドル/月 ネオン看板：サイズにより 25～35 米ドル/月
年次事業税	市町村（税）	事業活動による：銀行：500 米ドル 石油会社：500 米ドル（スタンドあたり）
事業活動開始税	市町村（報酬税）	事業活動による：銀行：500 米ドル ビール醸造企業：500 米ドル 石油会社：500 米ドル（1 スタンドあたり）

Ⅲ. 税務調査 - 税務訴訟

税務に関する訴訟は、(税務訴訟手続き改正に関する) 2003 年 3 月 13 日法律第 004/2003 号により規定されている。

Ⅲ.1. 税務当局の督促の権利

税務当局は、当年度および過去 4 年度に関して納税者が支払うべき税金または追徴金の督促を行う権利を有する。

税務当局は、以下の場合を除き、既に調査が実施された年度の同じ税に対して、新たな調査を行うことはできない。

- ・ 裁判所の決定により認められた手続きの中で不正行為が明らかになった場合
- ・ 税務当局に告発された事実の信憑性の確認を目的として調査が行われた場合
- ・ 当初の税務調査が 1 会計年度未満の期間についての税に関するものであった、または、一つの取引グループに限定されていた場合

Ⅲ.2. 税務当局の文書提出要求権

税務当局は、公的または民間の自然人または法人に、納税者が支払うべき税の確定のために必要な文書や書類を提出させる権利を有する。

Ⅲ.3. 税務調査手続き

すべての納税者は、税務当局による立ち入り調査の対象となりうる。当該納税者は少なくとも調査開始の 8 日前には調査通知書によりその通知を受ける。

調査業務は以下の要領で実施される。

- ・ 提示された帳簿と特定の事実上のデータとのつけ合せ
- ・ 申告内容と資産・財務状況との整合性の調査

税務当局は、特定の場合においては、抜き打ち検査を行うことができる。調査通知書には、調査にかかわる税の性質、期間、納税者が自身の選択した顧問による支援を受ける権利が記載されなければならない。

納税者は以下の要領で調査の開始日延期を要求することができる。

- ・ 書面により
- ・ 延期の理由を明示した上で
- ・ 通知書受領後 48 時間以内に
- ・ 15 日間を限度として

税務当局は、過小評価、誤り、脱落が確認され、税額算定要素を修正する必要があると判断した場合、修正理由を提示して更生決定を知らせる。立証責任は税務当局にある。

調査終了後、税務当局は更生通知を送付する。納税者はこの通知に対して、20 日以内に意見を表明することができる。

納税者の所見および意見に基づき、税務当局は、通知した更生の全部または一部を取り消す場合、訂正通知を送付する。

税務当局が当初の更生決定を維持する場合には、「納税者の所見に対する回答」により更生を確定する。

更生により追徴金が発生する場合、税務当局は徴収通知を送付する。

III.3.1. 職権課税

以下の場合に、税務当局は職権による課税手続きを取ることができる。

- ・ 未申告
- ・ 帳簿の欠如
- ・ 法定期限内における要求された証憑、情報、回答の未提出
- ・ 税務当局が不正規とみなした帳簿の廃棄
- ・ 税務調査への抵抗

このような場合、税務当局は、保有する情報に基づき、請求すべき税額の算定の基礎を推定する。

税務当局は職権課税通知の送付により納税者担税者にその旨を知らせる。同通知には、納税者が税務当局に対して異議を申し立てる権利を有する旨記載しなければならない。

職権課税の手続きにおいては、

- ・ 納税者には 20 日以内に所見を提出する権利はない。
- ・ 立証責任は納税者にある。
- ・ いかなる請求額支払いの猶予も納税者には認められない。

III.3.2. 訴訟

「双方の意見」の提示後、すべての納税者は、所轄税務当局の責任者に対して、課された追徴金についての異議を申し立てる権利を有する。

異議申し立て受理の条件は以下のとおりである。

- ・ 理由が明記されている。
- ・ 徴収通知の受領から 6 カ月以内に提出されなければならない。

税務当局の決定は、異議申し立て受理日から 6 カ月以内に下されなければならない。期限内に決定が下されない場合、申し立ては棄却されたとみなされる。

申し立ての全部または一部の棄却のあらゆる決定は控訴院に上訴することができるが、これは棄却決定または回答期限経過日（暗黙の棄却の場合）から6カ月以内に行わなければならない。

ただし、回答期限経過後でも、税務局長は重大な誤謬や重複に起因する超過課税分の減免を職権をもって付与することができる。

2017年12月24日改訂

2018年度財政法第17/014号第24条：

控訴院の判決は破棄院に上訴することができる。申し立てが追徴課税に関する場合、納税者は同追徴金および付随する罰金の徴収延期を請求することができる。この延期の承認は申し立て対象である追徴額の10%の支払いが条件である。

Ⅲ.3.3. 適用される追徴金

追徴金には以下のものがある。

- 法的期限内における未申告、不正確・不完全な申告、虚偽の申告に科される課税基礎追徴金
- 租税公課の納付遅延に科される徴収追徴金
- 納税者、法的納税義務者または第三者が支払うべき税の国庫による領収を妨害するような、納税者、納税義務者またはその他の者の経理・税務手続きの不遵守および悪質な行為に科される罰金
- 税務当局の文書提出要求権に基づく情報提供の要請に対して期限内に回答しない、受領書付書留または受領書引換えの手交による書状により督促を受けている者に科される罰金
- 支払うべき税の確定または全額支払いを不正に回避または第三者に回避させる目的で行動を起こすという意図に基づくことが明らかな税務上の違法行為に科される刑事罰

2018年12月13日改訂

2018年度財政法第18/025号第29条：

特定の追徴金・罰金の率が下方修正されている。例えば、徴収追徴金は、金融市場での慣習を考慮して、延滞1カ月あたり4%から2%に引き下げられ、期限内の未申告に対する追徴金も半額（50%から25%へ）に引き下げられた。ただし、これは未申告の納税者が督促後に状況を適正化した場合に限られる。

IV. 労働法

コンゴの労働法は、労働法典に関する 2002 年 10 月 16 日法律第 015/2002 号により規定されている。労働法典では 200 以上の適用法文（省令）の採択を定めている。しかし、現在までに採択、公布されているのは僅か 30 に過ぎない。

そのため、多くの労働法典の規定は実体がないままになっており、雇用者は事例に応じて労働を管轄する行政機関の方針に従うか、旧労働法典の適用法文に拠らなければならない。2005 年 12 月、さまざまな労働組合および雇用者組合（コンゴ企業連盟（FEC）を含む）により全国職業共通労働協約が採択された。さまざまな企業が業界別に集合し、独自の労働協約を締結している。

IV.1. さまざまな雇用契約形態

労働法典第 39 条以下の条文に則り、被用者は以下の形態をもって雇用することができる。

・日雇い

この形態においては、書面をもっての労働契約を締結する必要はない。しかし、被用者が連続した 2 カ月の間に同一の雇用者のために 22 日間就労した場合、(2 カ月の期間の終了前の) 当該被用者の新たな雇用契約は無期雇用契約として締結されたとみなされる。

・有期雇用契約

有期雇用契約は以下のいずれかの条件の下でのみ締結することができる。

- ・ 一定の期間のための労働
- ・ 特定の作業の遂行のための労働
- ・ 一時的に就労不能である被用者の代理としての労働

有期雇用契約の期間は 2 年間に制限される。季節労働、明確に規定された作業および労働省省令により決定されたその他の仕事を除き、更新は一度のみ可能である。

・無期雇用契約

無期雇用契約は、企業内の常設ポストで働くために雇用された被用者との間で締結される。いかなる契約にも、現場作業員には 1 カ月、その他の被用者には 6 カ月の試用期間条項を加えることができる。

2018 年 5 月 22 日改訂

IV. 2. 総賃金

総賃金は被用者と雇用者が自由に締結した契約により決定される。ただし、雇用者は2018年5月22日政令第18/017号により定められた法定最低賃金を適用しなければならない。

参考として記しておく、2019年1月以降、1日あたりの法定最低賃金は被用者の等級(未熟練被用者から管理職まで)に応じて7,075 コンゴ・フラン(以下、FC)から70,750FCとなっている。

給与は日、週、月の単位で、当該労働期間最終日から6日以内に支払うことができる。

昇給については、一般的に(慣習に従い)年単位で行われ、被用者と雇用者との間における交渉に基づく。

旧労働法規および旧全国労働協約では、最低5%の年次昇給を規定していた。しかし、現在では年次昇給は3%と定められている。

IV. 2.1. 総賃金の構成要素

労働法典第7条hによれば、総賃金とは、雇用契約に基づき雇用者から労働者に支払われるべき、現金で算定可能な、合意または法規の規定により定められたすべての収入を合わせたものである。

総賃金には以下が含まれる。

- ・ **基本給**：被用者の総賃金の本体であり、その契約に規定された労働時間に応じて被用者に毎月支払われる。
 - ・ 歩合
 - ・ 生活支援手当
 - ・ 手当：さまざまな形態を取るが、その大部分は、成果を獲得し、生産を増大し、より高い品質を維持したいとの雇用者の考えから支給される。

手当には以下が含まれる。

- ・ 能率手当
 - ・ 被用者の忠誠心に報いるための勤続手当
- ・ **賞与 (13カ月目給与)**：支給が任意のものと義務のものがある。
 - ・ 雇用者が自由に支給の有無と金額を決めることができる場合は任意のものである。
 - ・ 雇用契約、労働協約に支給が規定されている、または慣例により支給される場合は、義務のものである。これは給与の一部をなす。

IV. 2.2. 「義務的」手当・給付金

雇用者は以下の手当・給付金を被用者に支給/支払わなければならない。

- ・通勤手当、居住地から勤務地までの交通費。ただし、居住地から勤務地までの距離が3km以上であることを条件とする。
- ・住居または住宅手当
労働法典第138条には、雇用契約の履行のために転勤または転居を余儀なくされたすべての被用者には住居を与えるか、これがない場合は対応する手当が支給されなければならないと規定されている。
その他の被用者には、住宅手当が支給される。
実際には、現地被用者には住宅手当が支給され、駐在員には雇用者が住居(現物支給)を提供する。
- ・被用者およびその家族の診察料、医薬品購入、外科費用を含む医療の無償提供

実際には、雇用者は医療施設と契約を交わし、被用者の健康に関するすべての問題を任せている。

この手当・給付金は以下三つの特徴を有さなければならない。

- 一貫性
- 不変性 (同じ方法で支給される)
- 普遍性 (すべての従業員に支給される)

- ・法定家族手当 (扶養家族1人につき SMIG (最低賃金) の10%に相当)

雇用者は毎月 CNSS (全国社会保障金庫) に社会保険料を支払っているため、補足年金基金を設立する必要がなく、また、労働災害の際の補償金の支払いに備える必要もない。

ただし、全国労働協約では、雇用者が以下の義務を負うと規定されている。

- ・社会保障金庫の設立
- ・定年退職者への特別手当の支給 (全国労働協約はその方法は規定していない)

IV. 3. 外国人労働者の雇用

コンゴ民主共和国で働くことを企図する外国人(駐在員)は、以下の手続きをふまなければならない。

- ・コンゴ人の雇用者との現地雇用契約の締結。
- ・労働省からの労働許可証の取得。労働許可証は、駐在員の取得資格、経験、および、雇用者が同じレベルの知識と経験を有する者を見つけられないとの事実に基づく、全国外国人雇用委員会(CNEE)による申請審査後に交付される。労働許可証は2年間有効で、更新可能である。
- ・国の移民局からの企業ビザの取得。雇用者は、労働許可が取得され次第、被用者のた

めにビザを申請することができる。同ビザの有効期限は2年である。対応する労働許可が更新されれば、このビザも更新することができる。

- ・ 出入国ビザの取得（有効期間は7カ月）。
- ・ コンゴ民主共和国での滞在が2年を超える場合は、内務省に滞在許可証を申請する。

なお、コンゴ民主共和国では、外国人に禁止されている職（よってコンゴ人のみが就くことができる）のリストが作成されている。

例えば、以下の職が外国人に禁止されている。

- ・ 総務部長
- ・ 人事部長
- ・ 営業部長
- ・ 会計士
- ・ 法務顧問

IV. 4. 労働条件

IV. 4.1. 労働時間

労働法典第119条により、週労働時間は45時間、すなわち1日9時間に定められている。

また、同121条は、被用者は連続した7日間の期間ごとに、連続した48時間の休日（5日間勤務/2日間休日）を取ることができるとしている。

労働法典はこの2日間の休日を土曜と日曜日に定めているが、省令によるこの規定の適用除外措置の導入または柔軟化の可能性は示されている。ただし、現在までのところそのような省令は公布されていない。

IV. 4.2. 超過勤務

週労働時間を超える労働時間は超過勤務とみなされる。省令により超過勤務手当の支払い方法を定めなければならないが、現在までのところ発表されていない。

その結果、実際には、雇用者はこの問題に関して、旧労働法典または自社規則に基づいた規定を適用している。ただし、全国労働協約は、超過勤務手当は以下の要領で支払われなければならないとしている。

- ・ 最初の2時間：130%
- ・ これ以降の超過勤務：160%
- ・ 休日、祝日：200%

IV. 4.3. 休暇

雇用者は労働者に対して年次休暇を付与しなければならない。年次休暇の権利は12

カ月間の就労後に取得される。労働法典によれば、就労1カ月ごとに1日の休暇が付与される。ただし、全国労働協約には、労働1カ月ごとに1.5日の休暇が取得されると規定されている。そして、勤続5年ごとに1日の休暇が追加される。労働者は休暇取得中、通常の給与と同額の手当を受ける権利を有する。

一部の企業は、休暇手当とは別に「休暇一時金」を被用者に支給している。

労働者には、以下の慶弔休暇を取得する権利を有する（全国労働協約）。

- ・労働者自身の結婚：3営業日
- ・子の誕生：2営業日
- ・配偶者または一親等の親の死亡：6営業日
- ・二親等の親族の死亡：2営業日
- ・子の結婚：1営業日

慶弔休暇の日数は、年に18営業日に制限されている。

疾病休暇

被用者が病気または事故により就労が不可能である場合、被用者は疾病休暇中、給与の3分の2の支給を受ける権利を有する。

業務遂行に起因する病気または事故（職業病、労働災害）の場合、被用者は最大6カ月間、給与の3分の2の支給を受ける権利を有する。加えて、雇用者には医療費を負担する義務がある。

IV. 4.4. 企業内組合代表

従業員10人以上の事業所は、組合代表の設置を義務付けられている。ただし、同一都市内に従業員10人未満の事業所が複数ある場合、その都市における労働者全員の人数が考慮され、これらの被用者は最も人数の多い事業所に所属するものとする。

IV. 5. 雇用契約の解除

IV. 5.1. 手続き

労働法典の第61条に則り、すべての雇用契約は雇用者または被用者の発意により解除することができる。ただし、無期雇用契約については、以下の場合においてのみ、雇用者が解除することができる。

「当該労働者の能力、職場における職務遂行の際の振舞いに関連した正当な理由または企業の運営上の必要性に基づく正当な理由による解除」

有期雇用契約の期間は、単身赴任者または扶養義務を有する子供と別居する死別または離婚した被用者については、1年間に制限される。

雇用者または被用者の決定は書面をもって通知しなければならない。雇用契約終了時に、雇用者は被用者に以下を発行しなければならない。

- ・最終支払い完了証明書
- ・業務終了証明書

IV. 5.2. 予告期間の遵守

雇用契約を解除する場合、重大な非行の場合を除き、予告期間を遵守しなければならない。

2005年10月26日省令第12/CAB.MIN/TPS/117/2005号に則り、予告期間は以下のように規定されている。

- ・被用者（カテゴリーI～V）：14営業日を基本として、これに勤続満1年ごとに7営業日が加算される。
- ・職長：1カ月を基本として、これに勤続満1年ごとに営業日9日が加算される。
- ・管理職：3カ月を基本として、これに勤続満1年ごとに16営業日が加算される。

これに対して、被用者の発意による解除の場合は、予告期間はこの半分となる。

雇用者の要請により、上記の予告を行わずに雇用契約が解除された場合、雇用者は被用者に予告期間に支払われたであろう給与に相当する補償金を支払わなければならない。

試用期間中の（正当な理由による）契約解除の場合、予告期間は解除通知翌日から開始する3営業日となる。

IV. 5.3. 雇用契約の不当解除に対する罰則

有期雇用契約が期限前に不当に解除された場合、被用者は当該契約が終了するまでに支払われたであろう給与に相当する損害賠償金を受領する権利を有する。無期雇用契約が不当解除された場合、労働法典第63条に則り、以下の権利が発生する。

- ・当該被用者の職場復帰
- ・これがなされない場合は、損害賠償金の支払いを受ける。
 - ・この損害賠償金の金額は、裁判所が決定する。
 - ・その上限額は当該被用者の最終給与の36倍である。

V. コンゴ民主共和国の社会保障制度

2020年12月28日改訂

V.1. 概要

2016年7月15日法律第16/009号が一般社会保障制度に関する規則を定めている。これにより一般社会保障制度は全国社会保障金庫（CNSS）により管理されている。

すべての雇用者は、労働者を雇用する各州において、1人または数人の労働者の雇用後8日以内に、管轄のCNSS州局への加入を申請しなければならない。加入申請書は雇用者がCNSSの定める雛形に従った用紙を使用して作成する。CNSS本部は、加入申請書受理後、会員番号を記入した証明書を雇用者に発行する。この番号はCNSS宛のすべての通信文および書類に記入されなければならない。また、CNSSは、社会保障に関する法律に従い、社会保障制度への加入が義務付けられたすべての労働者を登録する。

CNSSは各労働者に対して、会員番号が記載された登録カードを発行する。この番号は同一の労働者に対して一度しか発行されない。従って、雇用者は、労働者の雇用の際に、この登録カードの提示を要求しなければならない。

労働者が未登録であることが判明した場合、雇用者は、CNSSにより定められた雛形に従い、労働者の登録申請書を作成しなければならない。

V.2. 社会保障給付金の3部門

一般社会保障制度は以下の3給付部門で構成されている。

- ・年金部門
- ・職業リスク部門
- ・家族給付部門

V.2.1. 年金部門

この部門はCNSSが支払うすべての年金を統括している。

V.2.1.1. 退職年金および老齢給付金

V.2.1.1.1. 受給要件

退職年金受給権は、以下の条件を満たす被保険者が 60 歳になったとき発生する。

- ✓ 少なくとも 180 カ月、つまり 15 年間の資格期間を満たし、60 歳に達し、かつ、全国社会保障金庫に 180 カ月にわたり社会保険料を支払った。
- ✓ 被用者としての一切の活動を停止した。

V.2.1.1.2. 退職年金額

退職年金の金額は、平均年間給与に 50%である退職年金率を掛けたものを元に計算される。また、基準資格期間も考慮しなければならない。

計算式は以下のとおりである。

平均年間給与×退職年金率×(一般社会保障制度の保険資格期間/満額受給の基準期間)

退職年金率は 50%である。

V.2.1.1.3. 退職年金受給に必要な書類

退職年金の受給のために要求される書類は、以下のとおりである。

- CNSS 社会保障制度の会員証
- および当該労働者の定年退職の際に会社が発行したすべての正式の書類

V.2.1.2. 障害年金

障害年金は法定年金受給年齢前に障害を負った労働者に与えられる。

V.2.1.3. 遺族年金および遺族給付金

年金部門における社会保障保険の保険料率は 10%であり、その内訳は以下のとおりである。

- ・ 労働者負担分 5%
- ・ 雇用者負担分 5%

V.2.2. 職業リスク部門

以下が職業リスクとみなされる。

- 労働災害
 - 職業病
- 職業リスク部門の保険料率は 1.5%であり、雇用者のみがこれを負担する。

V.2.3. 家族給付部門

家族給付部門の保険料率は 6.5%であり、雇用者のみがこれを負担する。これには以下が含まれる。

- 産前手当：産前手当の総額は 48,600 FC に定められている
- 出産手当

法律では出産手当は規定されていない。その金額は労働協約を通して雇用者と労働組合代表との合意により決定されることに留意されたい。

ただし、被用者は妊娠中および出産後、最終給与の 3 分の 2 に相当する出産休暇手当を受給する。

また、家族手当の月額を対象となる児童 1 人あたり 8,100 FC に定められている

V.3. 社会保険料

社会保険料は以下の 2 機関に支払う。

- ・ 全国社会保障金庫 (CNSS)
- ・ 国立職業訓練院 (INPP)

V.3.1. CNSS

社会保険料は総賃金の金額に基づき算出される。総賃金とは、雇用契約に基づき雇用者から労働者に支払われるべき、現金で算定可能な、合意または法規の規定により定められたすべての収入を合わせたものと定義される。

総賃金には特に、給与または俸給、歩合、生活支援手当、特別手当、利益分配、賞与として支払われた金銭、現物支給価額、家族手当の法定額を超える部分、休暇手当または休暇代償手当、雇用者により就労不能時および出産前後の期間に支払われた金銭が含まれる。

年金部門の社会保険料は、以下のように規定されている。

- ・ 労働者負担分：5%
- ・ 雇用者負担分：13%

社会保険料は毎月支払われ、労働者負担分は IPR と同じく、雇用者により源泉徴収される。

注：

研修生および実習生といった「みなし労働者」も CNSS 社会保険料の対象となるが、職業リスク部門についてのみ社会保障制度に加入義務を負う。すなわち、総賃金の 1.5% の社会保険料率を雇用者のみが負担する。

V.3.2. INPP

INPP は特に、雇用における労働者の能力向上および昇進、雇用における新規労働者の急速育成、新規成人労働者の急速育成、雇用における実習、一般基礎知識教育を受けた者への専門教育、技術専門学校または職業専門学校で教育を受けた者への職業適合化を担当する。

INPP の財源には、前四半期中に雇用者が被用者に支払った総賃金の総額に応じて雇用者が毎月支払う社会保険料が含まれている。

現在の社会保険料率は以下のとおりである（CNSS と同じ基礎に基づき算出される）。

- ・ 3%：従業員数 1～50 人の民間企業および公企業
- ・ 2%：従業員数 51～300 人の民間企業
- ・ 1%：従業員数 301 人以上の民間企業

社会保険料は月単位で支払われる。

V.3.3. ONEM

国立雇用局は略称を「ONEM」とし、特に、コンゴ民主共和国における雇用市場の調整を担当する。

ONEM の財源には、雇用者が被用者に支払った総賃金の総額を基に算出される月単位の社会保険料が含まれている。

現在の社会保険料率は 0.2 % である（CNSS と同じ基礎に基づき算出される）。

V.4. 社会保障協約

2020 年 12 月 28 日改訂

コンゴ民主共和国においては、労働法が、労働協約を 1 人以上の雇用者、一以上の雇用者職業団体と一以上の労働者職業団体の間に交わされた労働に関する条件と関係についての唯一の合意文書と認めている（労働法典第 272 条）。

VI. コンゴ民主共和国において適用される競争法の規則

2020年12月28日改訂

コンゴ民主共和国においては、価格の自由および競争に関する2018年7月9日組織法第18/020号が、現在、価格の自由に適用される規則を規定し、自由な競争を統括する。

同法第3条および第4条の規定は以下のように述べている。
「コンゴ民主共和国においては、商業と工業の自由が保障されている。

商業と工業の自由は、本法により規定された規則に則り価格の自由および自由競争に基づき行使される。」また、「価格の自由により、経済的または商業的な活動を行うあらゆる者に本法に規定される条件の下で自らの商品や役務の価格を決定する権利が与えられる。競争の自由により、自ら選択した経済活動や商業活動を、法的制限の順守を前提として自ら自由に決定する、自らが競合的であると判断する条件の下で行う万人の権利が与えられる。商業と工業の自由の行使は、工業所有権および知的所有権の保護ならびに第三者の正当な権利を損なってはならない。」

価格の自由に関する規則と競争に関する規則がある。

VI.1. 競争に関する規則

これは非常に多い。そのうちのもっとも重要なものを以下に挙げる。

- すべての経済事業者は、自由競争が健全かつ公正であるために、自由競争の規則を順守しなければならない。さまざまなかたちで市場の法則の規則の良好な進歩を阻害する性質を有するあらゆる慣行は違反を構成する。反競争的慣行に関わる合意、協約または契約条項は無効である。
- 反競争的慣行とは、反競争的談合、優越的地位の乱用、経済的依存状態の過度の利用である。
- 国内市場における、販売拒否、抱き合わせ販売、差別的販売条件、既存の商業関係の一方的破棄といった優越的地位の乱用は禁止されている。
- 経済的依存状態の過度の利用は禁止されている。
- 製造上の秘密の暴露、ノウハウの侵害、従業員の引き抜き、注文の横取り、広告の妨害といった不正な商業的方法により競合の製造または販売の手段を損なうことによる競合企業の弱体化

VI.2. 価格の自由に関する規則

本項目に関しては非常に多い。そのうちのもっとも重要なものを以下に挙げる。

- 物品または役務の価格は、これらを提供する者が自由に決定する。この価格は事前の承認を得る必要はないが、事後管理を目的として、経済大臣に関連書類を添えた上で届け出なければならない。
- 経済大臣は価格の計算と決定の方法および許可される最大利潤率を規定する。
- 政府は、事実上の独占状態または厳しい供給制限のために競争の作用が維持されなくなった際に、過剰な価格高騰の防止を目的として、経済大臣の提案に基づき物品と役務の価格を規制する。
- すべての製品販売者またはすべての役務の提供者は、自由業者の業務遂行により提供される役務を除き、刻印、ラベル貼付またはなんらかの適切な方法により、その価格を消費者に通知しなければならない。
- すべての製造・卸売業者、輸入業者または役務提供者は、すべての再販業者に価格表と一般販売条件を通知しなければならない。
- すべての製品販売やすべての役務提供においては、請求書を発行し、販売または役務提供が成立し次第、直ちにこれを引き渡さなければならない。
- 急速変質の危険がある痛みやすい生產品や流行の変化のために一般的な需要に応えられない製品、売買が季節的性質を有する製品等の購入価格以下で行われる販売を除き、赤字での再販は禁止されている。
- 欠品を引き起こす意図での何らかの製品の在庫の保有は禁止されている。

VI.2.1. 請求書の義務的記載事項

価格の自由および競争に関する 2018 年 7 月 9 日法第 18/020 号第 15 条に則り、請求書には以下の必須事項が記載されなければならない。

- 販売者の氏名または商号
- 本社住所
- 商業・動産信用登記簿登記番号
- 購入者または顧客の名称
- 請求日
- 販売された商品または提供された役務の内容
- 販売数量
- 単位価格
- 商品または役務の品目ごとの合計額および合計販売額
- 番号。請求書の番号は、空白、欠落、削除、重なりがなく、続いていなければならない。また、その写しは定期的に、または少なくとも毎月綴じられなければならない。

- 徴収された VAT および与えられた値引き、割り引き、割り戻しは記載されなければならない。

請求書において考慮すべき要素は、価格の自由および競争に関する 2018 年 7 月 9 日 組織法第 18/020 号の特に価格についての施行措置に関する省令第 034/CAB/MINET/ECONAT/JKN /2018 号第 2 条から第 14 条までにより規定されている。

これに基づき、物品・役務の価格はこれらを提供する者が自由に決定する。この価格は事前の承認を得る必要はないが、その決定後、事後管理を目的として、経済を管轄する省に、関連書類を添えた上で届け出なければならない。経済事業者は、物品・役務価格構成をその販売開始時に通知しなければならない。

VI.2.1.1. 国内生産品

請求額には以下が含まなければならない。

- 消費された原料の費用
- 保険により担保されていない場合の廃棄物、漏損分、貯蔵損耗分、加工廃棄分の費用を含む製造費
- 保険費用および場合により発生する金融費
- エネルギー費
- 賃金および社会保険料負担実費
- 事業用建物の賃貸料、税金、諸経費
- 設備や機材の保全費
- 生産活動に課される諸税
- 回収不能な梱包の費用
- 管理費
- 20%の法定利潤
- 償却繰入分
- 原価の 5% を上限とする広告費
- 第三者から請求された流通にかかわる運輸費

VI.2.1.2. 輸入品

請求額は以下を含まなければならない。

- 通関費
- 情報処理手数料
- コンゴ民主共和国検査事務所および産業振興基金への負担金および報酬
- Ogefrem (マルチモーダル商品管理事務所)の手数料
- 保稅通過費
- 輸入税
- 通関場所から引き渡し場所までの輸送費
- 5 ドル/トンの搬送費

- CIF 価格の 1.3%を上限とする銀行手数料
- 一括して CIF 価格の 1%に規定された償却費
- 貨物利用運送事業者費
- 20%の法定利潤

VI.2.1.3. 国内提供役務

請求額は以下を含まなければならない。

- 支出された実際の営業費
- 20%の利潤
- 償却繰入分
- 役務提供者の原価の 5%を上限とする広告費

VI.3. 禁止慣行への違反に科される罰金

1. 不正価格設定慣行：最高 6 カ月の懲役と最高 1 億 FC の罰金、またはそのいずれかが科される。
2. 何らかの違法な方法で市場において物品または役務の価格を高くまたは低く維持しようとした者、または、違法な方法を用いず、製造や自由な流通の制限により、物品または役務の価格を異常に高くまたは低く維持しようとした者には、15 日以上 3 年以下の懲役および 1,000 万 FC 以上 1 億 FC 以下の罰金またはそのいずれかのみが科せられる。
不正価格設定または価格の高騰または低下の違法な維持があった場合、管轄裁判所はこれに加えて以下を行うことができる。
 - 違反者に不正に得られた利益に等しい金銭の支払いを命じる。
 - 6 カ月以下の期間の会社休業を申し渡す。
3. 直接または間接に製品若しくは財の再販価格、役務提供価格または販売利益を最低にするように強制した者には、1,000 万 FC 以上から 5,000 万 FC 以下の罰金が科せられる。
4. 義務的記載事項(販売者の商号、本社所在地、RCCM 登記番号、購入者の名称、日付)を記載しない、または、物品に関しては販売された商品の識別を可能とするすべての特徴、販売数量、単価、品目ごとの合計額および販売総額、役務に関しては提供された役務の種類、単位価格および合計額を記載しない請求書を発行した者
5. 請求書に税金または与えられた値引き、割り引き、割り戻しを記載しない者、日付の順番ではなく、空白、欠落、削除、重なりにより連続しない番号に基づき請求書を作成した者には、1,500 万 FC 以下の罰金が科される。
6. 欠陥のないまたは急速変質の危険がある痛みやすいものではない商品を赤字再販する者は、1,000 万 FC から 1 億 FC の罰金が科される。
7. 不正な在庫に関する違反には、最高 3 カ月の懲役と最高 1,000 万 FC の罰金、ま

たはそのいずれかのみが科せられる。

8. 反競争慣行には、同違反が行われた会計年度の前年度にコンゴ民主共和国市場において上げられた利益の 50%または売上高の 20%に等しい罰金が科せられる。
9. あらゆる不正競争には、1,000 万 FC 以上 1 億 FC 以下の罰金が科せられる。

VII. 不動産法

2020 年 12 月 28 日改訂

1980 年 7 月 18 日法律第 80-008 号により修正、補足された一般物件制度、土地・不動産制度、担保制度に関する 1973 年 7 月 20 日不動産法第 73-021 号に則り、外国人投資家（自然人または法人）コンゴ民主共和国内において土地を取得することができる。

ただし、不動産法は、コンゴ人に恒久的使用権の所有権を留保している。登記証書はコンゴ民主共和国における唯一の土地の用益権を証明する証書である（不動産法第 219 条）。

VII.1. 一般使用権の取得手続き

一般使用権の取得手続きは以下のとおりである。

- まず、申請者は使用権取得申請のための書簡を受領書付書留郵便で送付する。同書簡は土地所有権保護局宛または国土局宛に送付される。
- 使用権授与の予備調査の実施。同調査は使用権取得が申請された土地に対して第三者が保有する可能性のある権利の性質と範囲の確認を目的とする。同調査は、管轄当局の通知をもって開始され、適切な結論が記載された調書をもって終了する。
- 1 カ月以内に同調査の調書が管轄当局および申請者へ送付される。
- 承認または所見を得るため、1 カ月以内に同案件書類が大審院付共和国検事に送付される。
- 管轄当局（国土省）の決定

理論的には手続き期間は最長で 6 カ月である。

使用権の問題に関して、恒久的使用権は、法定の実体要件と形式要件が満たされている限りにおいて、国家がコンゴ民主共和国国籍を有する自然人に認める、国の土地を恒久的に享受する権利であることに留意されたい。

これに対して、一般使用権（長期賃貸権、地上物権、用益権、使用および貸与）は、国家が一定の補償金の支払いをもって、コンゴまたは外国の自然人または法人に認める、国家が所有する土地に対する時間的に制限された権利である。

従って、両者には、受益者、使用権の期間、使用権者の権利と義務、契約解除方法および契約破棄の結果に関する点に違いが見られる。

相違点	恒久的使用権	一般使用権
受益者	コンゴ人	コンゴおよび外国
期間	無期限	期間が3年間となっている賃貸の場合を除き25年。更新可能
使用権者の権利	<ul style="list-style-type: none"> - 土地の果実の平和的享受（建設、植物栽培、使用等の権利） - 立退後に代価返還や場合により賠償金を要求することができる。 - 国家は法に規定される条件の下にのみ土地を取り戻すことができる。 - 開発オプション権 - 移譲、貸与、抵当設定または土地の地役権設定、全部または一部の譲渡を行う権利 	<p>一般使用権の種類により、使用権者は契約の条項に従い、土地を利用し、その利益を享受する。</p> <p>使用権者はその権利を移譲することができる。</p>
義務	<ul style="list-style-type: none"> - 使用権の代価の支払い - 土地の開発（未開発土地）、保全、占有、開拓 	<ul style="list-style-type: none"> - 負担金の支払い
解除方法	<p>下記の理由による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公共の利益のための収用 - 国家による買い戻し 	<p>下記の理由による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 期間満了 - 国家による取り戻し - 転換

	<ul style="list-style-type: none"> - 権利保有者またはその権利承継人の書面による明示的な放棄 - 合意または裁判に基づく解除 - 契約に規定される条件の下での取り戻し - 相続人の不在 - 消滅時効 - 一般使用権への転換 <p>収用の場合、相殺補償金査定では、使用権者の権利獲得の代価および維持改造が行われている場合はその費用が考慮される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 恒久的使用権の解除理由。ただし、一般使用権に固有の解除方法を前提とする。
--	---	--

VII.2. 土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの手続き

土地所有権取得または工業用地取得から登記証書取得までの管轄当局は国土省であり、土地所有権保護局または国土局が実務を担当する。

申請に必要な主な書類は以下のとおりである。

- 土地所有権保護局宛の使用権申請状
- 土地使用権申請書式
- 会社の登記書類(会社定款、RCCM 登記番号、全国登録番号)

VII.3. 建設許可取得手続き

建設許可申請の手続きは以下のとおりである。

- 都市計画局に以下の書類を添えて建設許可申請状を送付する。
- 会社登記書類

- 取得したすべての不動産所有証書(土地賃貸契約書および登記証書)
- 建設予定の所有土地の見取図

VIII. 知的所有権

2020年12月28日改訂

コンゴ民主共和国においては、知的所有権は、その批准した関連国際法に加えて、以下の法律に準拠する:工業所有権を規定する1982年1月7日法律第82/001号および著作権および著作隣接権の保護に関するオルドナンス・ロワ第86/033号。

商標、特許および発明は、その保護のために産業省に届け出ることができる。その際には事務手数料および国家に支払うべき負担金を納付しなければならない。

VIII.1. 工業所有権の管轄機関およびその使命

工業所有権の管轄機関は工業局である。工業局の使命は以下のとおりである。

工業所有権保護の管理と権利侵害の防止

- 国内および外国の商標、特許および発明の保護

コンゴ民主共和国において商号は工業所有権に含まれ、工業局への関連税の納付を伴う商号保護申請書提出後に工業所有権保護の対象となる。

コンゴ民主共和国と他国との間には、工業所有権保護に関する条約は存在しない。工業所有権保護の保護領域はコンゴ民主共和国国内である。

VIII.2. 精神的作品の管轄機関およびその使命

管轄機関は文化・芸術局である。文化・芸術局の使命は以下のとおりである。

- 文化・芸術的活動の振興および発展
- 著作権および関連権利の保護および振興
- 観光を管轄する省との共同での国の文化・芸術分野における景観、モニュメント、有形および無形の遺産の保護および保存
- 国際協力を管轄する省との共同での2国間および多国間の文化交流の管理

- アーカイブ、国立図書館、国立美術館の管理
- 反価値防止運動と並行した文化・芸術活動の振興と発展
- 司法およびメディアを管轄する諸省との共同での歌やショーの検閲

VIII.3. 保護対象

特許、商標、ロゴ、ラベル、工業的意匠・雛形、商号等の工業所有権および商事所有権は産業省による保護の対象とならなければならない。

以下に工業所有権(知的所有権)の保護に際して支払うべき税、手数料および負担金を列記する。

これらの保護は年単位であり、毎年翌年4月30日までに更新することができる。

VIII.3.1. 登録

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	特許	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然人 ■ 法人 	120.00 300.00
2	商標、ロゴ、ラベル、パッケージ、団体商標	150.00
3	3級以上の追加料(級ごと)	50.00
4	工業的意匠およびまたは雛型	80.00
5	商号またはネオンサイン、ドメイン名	250.00
6	地理表示(仕出地)	250.00
7	広告スローガン	150.00
8	記録確認(先行技術調査)	80.00
	商標	40.00
	工業的意匠およびまたは雛型	150.00
	商号、社名ロゴ	40.00
	3級以上の記録確認(級ごと)	50.00

VIII.3.2. 変更申請

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	登録料・税・負担金リスト 特許、商標、工業的意匠および/または雛型の譲渡 ■ 自然人	300.00 1,000.00
2	■ 法人	300.00
3	商標の更新 商標または工業的雛型の遅延更新 ■ 商標	150.00 130.00
4	■ モデル	220.00
5	商標所有者の氏名または住所の変更	5,000.00
6	工業所有権代表者の氏名または住所の変更	70.00
7	工業的雛型および/または意匠の所有者の氏名または住所の変更(1件あたり)	20.00
8	ページごとの特許申請書(特許明細)の説明の変更	80.00
9	工業的雛型および/または意匠の遅延更新の追加税(1件あたり)	120.00
10	3級以上の商標の更新の追加料(級ごと)	160.00
11	工業的意匠および/または雛型の登録更新(1件あたり)	500.00
12	商号またはネオンサインの更新	250.00
13	商号の遅延更新の追加税	200.00
14	登記証書または特許の謄本申請	220.00
15	合併	0.10
16	製造単位ごとの全国保証商標貼付税	320.00

VIII.3.3. 所有権の主張

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	特許	200.00
2	商標	200.00
3	工業的雛型および/または意匠	100.00
4	地理表示	300.00

VIII.3.4. 登録

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	ライセンス契約（商標ごと）	500.00
2	ライセンス契約の更新（商標ごと）	1,000.00
3	ライセンス契約の遅延更新（商標ごと）	1,400.00

VIII.3.5. 権利の回復

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	特許、商標、工業的意匠および/または雛型	
	・自然人	220.00
	・法人	500.00
2	商標	320.00
3	工業的雛型および/または意匠	180.00
4	商業名	500.00
5	不服申し立て（商標、工業的意匠および/または雛型、名称および特許	1,000.00

VIII.3.6. 工業所有権代表者の認可

番号	登録料・税・負担金リスト	率 ドル建
1	自然人	800.00
2	法人	1,600.00

IX. 関税、物品税、消費税

税務当局は、コンゴ民主共和国内への商品輸入に課される税・関税・課徴金の徴収を目的として「関税物品税総局(DGDA)を設立した。

コンゴ民主共和国の関税関連法は関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オールドナンス・ロワ第 10/002 号を基盤としている。

2020 年 12 月 28 日改訂

コンゴ民主共和国においては、法律により、商品の輸入者または輸出者は、商品の輸入または輸出のためには、貨物利用運送事業者または認可通関代理業者または税関貨物取扱人に依頼しなければならないと規定されている。

ただし、経済事業者は、5 万米ドルの保証金の預託との唯一の条件の下に、自ら通関手続きを行うことができる。

中部アフリカには、コンゴ民主共和国において適用可能な関税、物品税または消費税に関する共同体共通の規則は存在しない。

IX.1. 税関での申告と免除

関税法は、人の身分資格にかかわらず、コンゴ民主共和国の関税領域全体に適用される。

免税とは、国際条約、関税法および特定の法規定により定められたものである。

関税領域には、領海および領空を含むコンゴ民主共和国の領土が含まれる。

コンゴ民主共和国のみに適用される法規の規定に基づき、保税地域および経済特区を関税領域に設置することができる。

IX.1.1 輸入・輸出に課される税・関税・課徴金の課税率

関税領域に入るまたは関税領域から出る商品は、輸出入に課される税・関税・課徴金が適用可能となった時点の状態、これらの税の課税対象となる。

1. 輸出品は税関事務所または税関により指定された場所で引渡されなければならない。
2. 国境においては、輸送業者は税関の迂回または回避を禁止されている。
3. 通関手続きが完了するまで、輸出品は倉庫または待機区域に置くことができる。

コンゴ民主共和国に輸入される商品に課される税・関税・課徴金は、下記表の第4列に記載されている関税および第5列に記載されているVATと消費税である。

見出し	品名	単位	関税率	VAT DC
7401.00.00	銅マット、セメント銅（銅沈殿物）	kg	5%	16%
7402.00.00	未精製銅、電解精錬用銅アノード	kg	5%	16%
74.03	精製銅、銅合金の塊	kg	5%	16%
7404.00.00	銅廃棄物および銅くず	kg	5%	16%
7405.00.00	銅のマスターアロイ	kg	5%	16%
74.09	厚さ 0.15mm を超える銅シートおよびストリップ	kg	10%	16%
74.10	厚さ 0.15mm 以下（補強材は除く）の銅シートおよびストリップ	kg	10%	16%
74.11	銅製の管とチューブ	kg	20%	16%
74.19	その他の銅製製造物	kg	20%	16%
26.01	鉄鉱および鉄凝縮物、焼いた鉄の黄鉄鉱（パイライト）を含む	kg	5%	16%
2602.00.00	マンガン鉱および凝縮物、乾燥状態におけるマンガン含有量 20%以上の含鉄マンガン鉱とその凝縮物を含む	kg	5%	16%

IX.2. 輸入関税

輸入関税は商品の CIF 価格（商品、保険、運賃）に基づき算出される。輸入関税率は後述のとおりである。

また、輸入品には通関時に以下の税が課せられる。

- ・ 輸入付加価値税 (VAT)
- ・ 特定の商品には消費税および物品税
- ・ 諸課徴金

また、関税規則では、一時輸入等の特定の保税制度も規定されている。

IX.2.1 商品輸入のプロセスと手続き

2020年12月28日改訂

商品輸入の手続きは関税物品税総局(DGDA)の単一窓口において処理されるが、コンゴ中央銀行または何らかの認可商業銀行への申告またはIB(物品の輸入)タイプのライセンスの提出が必要である。

コンゴ民主共和国において、輸入には次の二つのタイプのライセンスがある。

- ・ *IB* タイプ：物品輸入用(12カ月間有効)
- ・ *IS* タイプ：役務輸入用(12カ月間有効)

コンゴ民主共和国における輸入通関手続きでは、以下の9種類の書類から構成される輸入一件書類をDGDAの単一窓口へ提出しなければならない。

- ・ 検査会社の安全ラベルが正規に貼付され、上位機関である *OCC*(コンゴ検査局)により原本証明されたサプライヤの請求書
- ・ 小荷物文書リスト
- ・ 運送または保険関連文書
- ・ 船荷証券(海運による場合)
- ・ 空輸状(空輸による場合)
- ・ 輸入ライセンス
- ・ 確認証書 – *BIVAC*
- ・ マルチモーダル商品管理事務所(*Ogefrem*)の覚書
- ・ 一部の商品については輸入許可

また、上記の輸入一件書類を構成する書類に、さらに以下の書類を加えなければならないことに留意されたい。

- ・ 商業・動産信用登記簿(*RCCM*)登記番号、および
- ・ 有効な輸出入税支払証明書を添付した輸出入番号

輸入手続きは、税関法典第87条から第110条および第112条から第139条に規定されている。

行うべき手続きを以下に列記する。

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 申告書の作成
- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課税額決定
- 即金での支払い
- 後払い
- 仮払い
- 支払いの承認
- 搬出許可票
- 搬出証明書

IX.3. 商品輸出関税

輸出関税は以下の特定の 카테고리의国内生産商品に適用される。

- ・ 生コーヒー豆
- ・ 電力
- ・ 鉱物製品および精鉱
- ・ 鉱物油
- ・ 丸太材
- ・ 金属屑

コンゴ民主共和国において輸入品に課される税・関税・課徴金は第4列、および、VATならびに物品付加価値税は下表右側の第5列に記載されている。

IX.3.1 商品輸入のプロセスと手続き

2020年12月28日改訂

商品輸入に必要な商人登録手続きは輸出にも適用される。輸入の場合と同様、2010年1月以降、輸出手続きもDGDAの単一窓口において処理されるが、コンゴ中央銀行または何らかの認可商業銀行への申告またはEB（物品輸出）タイプのライセンスの申請が必要である。

輸入と同様、輸出には次の二つのタイプのライセンスがある。

- ・ *EB* タイプ：物品輸出用(3カ月間有効)
- ・ *ES* タイプ：役務輸出用(3カ月間有効)

税関法典第111条、第140条、第141条、第142条、第143条および第246条に則り、輸出において行うべき手続きは以下のとおりである。

- 直接輸出では、搬出事務所での手続き
- 搬出事務所での実際の通関のための内部事務所での予備手続き
- 内部事務所での通関手続き

以下の手続きも行なわれる。

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 輸出申告書の作成
- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課税額決定
- 支払い
- 支払いの承認
- 搬出証明書

IX.3.2 関税課税価格

これらの商品の輸出関税課税価格は、関税当局の提案に基づき、省令により規定される。同省令がない場合は、商品がコンゴ民主共和国外に出る時点の評価額が考慮される。

輸出関税率は以下のとおりである。

税目番号	品名	単位	関税率	VAT DC
09.01	コーヒー豆、焙煎済またはデカフェインのものも含む：コーヒー豆の殻および外皮、その配合率にかかわらずコーヒーが配合されたコーヒー代用品			
	未焙煎コーヒー豆			
	非デカフェイン			
	ロブスタ種の生コーヒー豆、豆状			
11.11	W/S (ウォッシュド、上級)	kg	1%	0%

	11.12	N/S (ナチュラル、上級)	kg	1%	0%
	11.13	W/M (ウォッシュド、中級)	kg	1%	0%
	11.14	N/M (ナチュラル、中級)	kg	1%	0%
	11.15	W/I (ウォッシュド、下級)	kg	1%	0%
	11.16	N/I (ナチュラル、下級)	kg	1%	0%
	11.17	C/M (一般、中級)	kg	1%	0%
	11.18	C/I (一般、下級)	kg	1%	0%
	11.20	ロブスタ種の生コーヒー豆の廃棄物および破片	kg	1%	0%
		アラビカ種の生コーヒー豆、豆状			
	11.31	K9 (Kivu 9)	kg	1%	0%
	11.32	K3 (Kivu 3)	kg	1%	0%
	11.33	K4 (Kivu 4)	kg	1%	0%
	11.34	K5 (Kivu 5)	kg	1%	0%
	11.35	K6 (Kivu 6)	kg	1%	0%
	11.36	K7 (Kivu 7)	kg	1%	0%
	11.37	K8 (Kivu 8)	kg	1%	0%
	11.40	アラビカ種の生コーヒー豆の廃棄物および破片	kg	1%	0%
22.01		砂糖やその他の甘味料および香料が無添加のナチュラルミネラルウォーター、人工ミネラルウォーター、ガス入りミネラルウォーターを含む水：氷および雪			
		その他			
	90.10	淡水	l	5%	0%
	90.90	その他	l	免除	0%
2602.00.00		乾燥状態で重量比 20%以上マンガンを含む鉄マンガン鉱石および精鉱を含むマンガン鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2603.00.00		銅鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2604.00.00		ニッケル鉱石および精鉱	kg	10%	
2605.00.00		コバルト鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2607.00.00		鉛鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2608.00.00		亜鉛鉱石および精鉱	kg	10%	0%
26.11		タングステン鉱石および精鉱			
	00.10	一次鉱床から破砕により得られた	kg	10%	0%
	00.90	その他	kg	10%	0%
26.12		ウラニウムおよびトリチウムの鉱石および精鉱			
	10.00	ウラニウム鉱石および精鉱	kg	10%	0%
	20.00	トリチウム鉱石および精鉱	kg	10%	0%
2614.00.00		チタン鉱石および精鉱			
26.15		ニオブウム、タンタル、バナジウムまたはジルコニウムの鉱石および精鉱	kg	10%	0%

	10.00	ジルコニウムの鉱石および精鉱	kg	10%	0%
		その他	kg	10%	0%
	90.10	ニオブウム	kg	10%	0%
	90.20	タンタル	kg	10%	0%
	90.30	バナジウム	kg	10%	0%
26.16		貴金属の鉱石および精鉱			
	10.00	銀鉱石および精鉱	kg	10%	0%
	90.00	その他	kg	10%	0%
26.17		その他の鉱石および精鉱	kg	10%	0%
	10.00	アンチモン鉱石および精鉱	kg	10%	0%
		その他	kg	10%	0%
		錫石			
	90.11	一次鉱床から破砕により得られた			
	90.19	その他	kg	10%	0%
		鉄マンガング重石	kg	10%	0%
	90.21	一次鉱床から破砕により得られた			
	90.29	その他	kg	10%	0%
	90.30	ビスマス	kg	10%	0%
	90.40	ゲルマニウム	kg	10%	0%
	90.50	マラカイト	kg	10%	0%
	90.60	ベリリウムまたはグルシニウム	kg	10%	0%
	90.70	モナサイト	kg	10%	0%
	90.80	ストルバイト	kg	10%	0%
		その他			
	90.91	レニウム添加樹脂	kg	10%	0%
	90.99	その他の鉱石	kg	10%	0%
2619.00.00		鋳鉄、鉄または鋼の製造から発生した鉱滓のスラグ、スラグ（粒状スラグを除く）、金属クズおよびその他の廃棄物	kg	10%	0%
26.20		金属、生ヒ素、それらの化合物を含むスラグ、灰および残留物（鋳鉄、鉄または鋼の製造から発生したものを除く）			
		主に亜鉛を含む			
	11.00	亜鉛メッキタール	kg	10%	0%
	19.00	その他	kg	10%	0%
		主に鉛を含む			
	21.00	有鉛ガソリンスラッジおよび鉛含有アンチノック化合物スラッジ	kg	10%	0%
	29.00	その他	kg	10%	0%
	30.00	主に銅を含む	kg	10%	0%
	40.00	主にアルミニウムを含む	kg	10%	0%
	60.00	ヒ素または水銀、タリウムの抽出またはそれらの化合物の製造に使用される種類のヒ素、水銀、タリウムまたはそれらの混合物を	kg	10%	0%

		含む			
		その他			0%
	91.00	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロムまたはそれらの混合物を含む	kg	1%	0%
	99.00	その他			
26.21		都市廃棄物焼却の灰と残留物を含むその他のスラグと灰			
	10.00	都市廃棄物焼却の灰と残留物	kg	10%	0%
	90.00	その他	kg	10%	0%
2709.00.00		原油または瀝青鉱油	kg	5%	0%
2716.00.00		電力	1,000 kWh	5%	0%
44.03		剥皮、辺材除去、仕上げ処理されたものを含む原木			
		その他、本章の小見出しの注 1 に記載される熱帯樹			
		その他			
	49.10	アフリカマホガニー	m ³	10%	0%
	49.20	アフロモサ (Periscopsis elata)	m ³	10%	0%
	49.30	アゾベ	m ³	10%	0%
	49.40	ボセ(Guara cedrata)	m ³	10%	0%
	49.50	ディベトウ(Lovoa trichiloides)	m ³	10%	0%
	49.60	ドウシー(Afzelia bipindesis)	m ³	10%	0%
	49.70	イロコ(Chlorophora excelsa)	m ³	10%	0%
	49.80	コシボ(Entandrophragma candellei)	m ³	10%	0%
		その他	m ³	10%	0%
	49.91	リンバ(Terminalia superba)	m ³	10%	0%
	49.92	マコレ	m ³	10%	0%
	49.93	マンソニア	m ³	10%	0%
	49.94	オベチェ(Triplochiton Scelcxylon)	m ³	10%	0%
	49.95	オベチェ(Triplochiton Scelcxylon)	m ³	10%	0%
	49.96	サペリ(Entandrophragma cylindricum)	m ³	10%	0%
	49.97	シボ (Entandrophragma utile)	m ³	10%	0%
	49.98	ティアマ	m ³	10%	0%
	49.99	トラ (アグバ) (Gossweileroden dronbals)	m ³	10%	0%
		その他			
		その他			
		特に指定された精油			
	99.11	ベンジ/ムテニエ(Guibourtia amoldiama)	m ³	10%	0%
	99.12	ブビンガ(Guibourtia derneusel)	m ³	10%	0%
	99.13	カーヤ(Khaya anthotheca)	m ³	10%	0%
	99.14	コティベ(Nesogordonia dewevrei)	m ³	10%	0%
	99.15	ラティ(Amphirnas Pterocarpoides)	m ³	10%	0%
	99.16	フォンギ(Gambeya africana)	m ³	10%	0%

	99.17	ムクルング(Austranella Congolensis)	m ³	10%	0%
	99.18	パドウク(Pterocarpus soyauxii)	m ³	10%	0%
	99.19	ウエンジ(Miletia Laurentii)	m ³	10%	0%
	99.20	特に指定されていない精油	m ³	10%	0%
44.07		縦方向に鋸挽きされた、または、スライスまたはベニヤ引きされた 6 mm を超える厚さの木材。鉋がけまたはヤスリがけされた、または端を接着して重ねられたものを含む			
		本章の小見出しの注に記載される熱帯樹			
		マホガニー(Swietenia soop)			
		縦方向に鋸挽きされた			
	21.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	21.19	その他	m ³	5%	
		ビロラ、インブラ。 パルサ			
		縦方向に鋸挽きされた			
	21.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	21.19	その他	m ³	5%	0%
		ダークレッド・メランティ、ライトレッド・メランティ、メランティ・バクウ			
		縦方向に鋸挽きされた			
	25.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	25.19	その他	m ³	5%	0%
		ホワイトラワン、ホワイトメランティ、ホワイトセラヤ、イエローメランティおよびアラン			
		縦方向に鋸挽きされた			
		縦方向に鋸挽きされた			
	26.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	26.19	その他	m ³	5%	0%
		サペリ			
		縦方向に鋸挽きされた			
	27.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	27.19	その他	m ³	5%	0%
		イロコ			
		縦方向に鋸挽きされた			
	28.11	厚さ 50mm 未満の製材	m ³	免除	0%
	28.19	その他	m ³	5%	0%
		その他			
		縦方向に鋸挽きされた			
	29.11	厚さ 50mm 未満の製材品	m ³	免除	0%
	29.19	その他	m ³	5%	0%
71.02		取り付けもはめ込みもない研磨済も含めたダイヤモンド			
		工業用			

		原石またはカット、へき開、外周粗削りのみ			
	21.10	工芸用	カラット	1.5%	0%
	21.20	工業製品	カラット	3.0%	0%
		非工業用			
		原石またはカット、へき開、外周粗削りのみ			
	31.10	工芸用	カラット	1.5%	0%
	31.20	工業製品	カラット	3.0%	0%
71.06		銀（金メッキ銀、ヴェルメイユ、プラチナシルバーを含む）			
	91.00	未加工品	kg	10%	0%
71.08		未加工、半加工または粉状の金（プラチナメッキゴールドを含む）			
		通貨用以外の用途			
		その他の未加工状態			
	12.10	工芸用	kg	1.50%	0%
	12.20	工業製品	kg	3.00%	0%
71.10		未加工、半加工または粉状のプラチナ			
		プラチナ			
	11.00	その他の未加工状態または粉状パラジウム	kg	10.00%	0%
	21.00	その他の未加工状態または粉状ロジウム	kg	10.00%	0%
	31.00	未加工、半加工または粉状イリジウム、オスミウム、ルテニウム	kg	10.00%	0%
	41.00	未加工、半加工または粉状			
72.04		鋳鉄、鉄または鋼の廃棄物およびスクラップ（くず鉄）：鉄または鋼の廃棄物インゴット			
		鉄合金の廃棄物およびスクラップ			
	21.00	ステンレス鋼	kg	5.00%	0%
	29.00	その他	kg	5.00%	0%
74.03		未加工の精製銅および銅合金			
		精製銅			
		その他			
	19.10	重量比で 99.9%以上の銅を含むインゴット（ワイヤーバーおよびインゴットバー）の電解銅	kg	10.00%	0%
	19.20	99.9%以上の銅を含む電解銅カソード	kg	10.00%	0%

	19.30	99.9%以上の銅を含む未精製電解銅カソード	kg	10.00%	0%
	19.40	90%以上の銅を含むブリストー銅（吹き込み）のインゴット	kg	10.00%	0%
	19.50	95%以上の銅を含む粗銅のインゴット	kg	10.00%	0%
	19.90	その他の形態の銅	kg	10.00%	0%
7404.00.00		銅の廃棄物およびスクラップ			
75.02		未加工ニッケル			
	10.00	非合金ニッケル	kg	5.00%	0%
	20.00	ニッケル合金	kg	5.00%	0%
78.01		未加工鉛			
	10.00	精製鉛	kg	5.00%	0%
79.01		未加工亜鉛			
		非合金亜鉛			
	11.00	重量比で99.9%以上の亜鉛を含む	kg	10.00%	0%
	12.00	重量比で99.9%未満の亜鉛を含む	kg	10.00%	0%
	20.00	亜鉛合金	kg	10.00%	0%
79.03		亜鉛の微細粉、粉末、フレーク			
	10.00	亜鉛の微細粉	kg	10.00%	0%
	90.00	その他	kg	10.00%	0%
80.01		未加工錫			
	10.00	非合金錫	kg	5.00%	0%
	20.00	錫合金	kg	5.00%	0%
81.05		コバルトマットおよびコバルト冶金の他の中間製品。コバルトおよび廃棄物およびスクラップを含むコバルト製製造物			
	20.00	コバルトマットおよびコバルト冶金の他の中間製品：未加工、粉状			
	30.00	廃棄物およびスクラップ			
	90.10	その他			
	90.10	99.9%以上のコバルトを含む破片状の電解コバルトカソード	kg	10.00%	0%
	90.20	99.9%以上のコバルトを含む粒状の電解コバルトカソード	kg	10.00%	0%
	90.30	97%以上のコバルトを含む再処理電解コバルトカソード	kg	10.00%	0%
	90.40	40%以上のコバルトおよび15%以上の銅を含むインゴット状または粒状の白色合金	kg	10.00%	0%
	90.90	その他の形態のコバルト	kg	10.00%	0%
8105.00.00		ビスマスおよび廃棄物およびスクラップを含むビスマス製製造物	kg	5.00%	0%
81.07		カドミウムおよび廃棄物およびスクラップを含むカドミウム製製造物			
	20.00	未加工カドミウム	kg	10.00%	0%

	30.00	廃棄物およびスクラップ	kg	10.00%	0%
	90.00	その他	kg	10.00%	0%
81.08		チタンおよび廃棄物およびスクラップを含むチタン製製造物			
	20.00	未加工チタン：粉状			
	30.00	廃棄物およびスクラップ			
	90.00	その他			
81.09		ジルコニウムおよび廃棄物およびスクラップを含むジルコニウム製製造物			
	20.00	未加工ジルコニウム：粉状	kg	5.00%	0%
	30.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
	90.00	その他	kg	5.00%	0%
81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム（セルチウム）、インジウム、ニオブウム（コロニウム）、レニウム、タリウムおよび廃棄物およびスクラップを含むこれらの金属製製造物			
		ベリリウム			
	12.00	未加工：粉状	kg	5.00%	0%
	13.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
	19.00	その他	kg	5.00%	0%
	21.00	未加工：粉状			
	22.00	廃棄物およびスクラップ			
	29.00	その他	kg	5.00%	0%
		タリウム			
		その他			
	51.00	未加工：粉状	kg	5.00%	0%
	52.00	廃棄物およびスクラップ	kg	5.00%	0%
	59.00	その他	kg	5.00%	0%
		その他			
	92.00	未加工：廃棄物およびスクラップ、粉状	kg	5.00%	0%
	99.00	その他	kg	5.00%	0%

IX.4. 保稅通過のプロセスと手続き

税関法典第 175 条から第 181 条までに規定されている。

A. 搬出事務所において

- 税関への搬入
- 手続き開始
- 保証口座の設定
- 保稅通過申請書の作成

- 申告登録申請
- 整理および選択
- 確認による申告書の処理
- 申告に基づく課税額決定
- 支払い
- 支払いの承認
- TRS に基づく T1 の作成
- 搬出証明書

IX.5. 消費税および物品税

IX.5.1 適用範囲

以下の物品は、消費税および物品税の対象となる。

- ・ アルコールおよびアルコール飲料
- ・ 炭酸飲料
- ・ 鉱物油（ガソリン、石油、ジェット A1、軽油等）
- ・ たばこ
- ・ 砂糖
- ・ 水硬性セメント
- ・ マッチ
- ・ アルコール製液体香料
- ・ 化粧品
- ・ プラスチックおよび合成ゴム製品
- ・ 自動車
- ・ 携帯電話クレジット消費

消費税および物品税は以下により発生する。

- ・ コンゴ民主共和国における課税対象消費財の製造
- ・ 課税対象消費財のコンゴ民主共和国への輸入

消費税および物品税は、輸入の際、関税と輸入付加価値税に累積される。輸入時の消費税および物品税の課税基礎は CIF 価格に関税を加えたものである。ただし、課税基礎が国境平均課税価格（PMFF）である鉱物油は除く。

IX.5.2 課税率

消費税および物品税の課税率は製品により異なる。以下に例をあげる。

	消費税および物品税課税率
アルコールおよびアルコール飲料	3～40%
テーブルウォーターおよびレモネード	5～10%
製造たばこ	20%
香水	10%
自動車	2～10%
石鹼、潤滑調整品、	5%
化粧品	10%
プラスチックおよび合成ゴム製品	13%
携帯電話クレジット消費	10%

IX.6. 通関課徴金

コンゴ民主共和国において商品を輸入および/または輸出する場合種々の課徴金が徴収される。ここでは適用される主な課徴金を挙げるに留める。

- ・ 管理手数料：CIF 価格の 5%
- ・ OCC(コンゴ検査局)手数料：CIF 価格の 2%。これに加えて、その他の管理手数料 (TALLY 料-5 米ドル/トン、分析・研究ラボ手数料-1 試験あたり最高 30 米ドル)
- ・ OGEFREM 手数料：CIF 価格の 0.59%
- ・ FPI(産業促進基金)手数料：CIF 価格の 2%

また、一部の州税が輸出入時に適用される場合がある点に留意されたい (特にカタンガ州)。

IX.7. 保税制度

IX.7.1. 保税倉庫

その輸出時に輸入時に納付した税・関税・課徴金の還付を受けることができる商品は、それが将来の輸出を目的とすることを条件として、即時にこの還付を受けるために、保税倉庫への入庫が許される。税関事務所は、輸出前に私的保税倉庫に蔵置される商品、または、税関が追加検査措置の実施が必要であると判断した慎重な対応が求められる商

品に関しては、担保の提供を要求することができる。一時輸入手続きの適用を受けている商品は、その将来の輸出またはその他の承認された用途のために、一時輸入手続きを一時停止または解除して、保税倉庫に入庫することができる。国内の税・関税・課徴金が課された、または、これらがすでに納付された商品は、将来の輸出を目的とすることを条件として、その免除または還付のために、保税倉庫への入庫が許される。

IX.7.2. 保税通過

その確実な識別を可能とする適切な添付書類を伴った商品は、運輸中の封印手続きは要求されない。ただし、以下の場合には、税関事務所は封印を施すことができる。

- a) 危険管理を考慮して、特に高額に関税もしくは特別検査措置またはライセンスや許可に関連した禁止措置もしくは制限措置のために、税関搬出事務所がこれを要求する。
- b) 保税通過作業が全体として容易になる。または、
- c) 国際協定により規定されている。

添付書類は、以下の情報を示す場合に、確実な識別を可能とするとみなされる。

- a) パッケージ(商標、番号、種類、数量)
- b) 商品の常用商品名
- c) 総質量(総重量)

税関封印なしで保税通過される商品は、税関事務所の許可により別の運輸手段に移すことができる。

外国で施された税関封印および識別マークは、以下の場合を除き、保税通過終了まで有効である。

- a) これらが不十分と判断された。
- b) これらが望まれる安全性を与えていない。
- c) 税関が商品の確認を行う。

コンゴ民主共和国関税領域で受け入れられた外国の税関封印は、コンゴ民主共和国の封印と同様の法的保護を受ける。

保税通過のために使用される税関封印は、関税総局長の決定に基づき規定された最低条件を満たさなければならない。

税関封印確認および商品検査の結果は、管轄の事務所により保税通過書類に記載される。

保税通過中の商品は、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、他の商品を運ぶ運輸ユニットにより輸送することができる。

この場合、税関事務所は保税通過中の商品の識別が確実に可能であることを確認する。

関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オルドナンス・ロワ第 10/002 号第 176 条に鑑み、指定されたルートが取られなかった、または、期日が順守されなかった際でも、ほかの条件が税関を満足させる形で順守されている場合には、場合により請求される税・

関税・課徴金が必ずしも徴収されるわけではない。

IX.7.3. 積み替え

積替商品の原産地、積み替え前の仕出国および積み替え後の仕向国は、管轄の関税事務所が積替え手続きを拒否する十分な理由にはならない。

関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オールドナンス・ロワ第 10/002 号第 184 条に鑑み、期日が順守されなかった際でも、ほかの条件が税関を満足させるかたちで順守されている場合には、場合により請求される税・関税・課徴金が必ずしも自動的に徴収されるわけではない。

IX.7.4. 沿岸運輸による輸送

沿岸運輸制度による運輸許可を受けている船舶が、コンゴ民主共和国関税領域外の 1 カ所または数カ所の地点に寄港しなければならない時は、以下の場合にのみ当該商品を封印したままにしておくことができる。

- a) 関係者が要請した、または、
- b) 税関が、同作業がこれらの商品の取り出し、または、ほかの商品の追加がその行為の即時の露顕なしには行えないようにするために封印をしたままにしておくことが必要であると判断した。

この場合、ほかの場合と同様、輸送事業者/船長の国庫に対する過去の行動、定期航行であるか否か、商品の性質、当該船舶の寄港する外国の関税領域等の要素を考慮した上で、その危険性が評価される。

税関は、関係者の要請があり、また、当該船舶が沿岸運輸制度の下で自由に流通する商品のみを輸送する場合、これらの商品をいかなる場所およびいかなる時でも積み込み、積み下ろせるよう許可する。

税関は、関係者の要請があれば、当該船舶が申告されていない輸入品、または、ほかの関税制度下にある商品を同時に輸送している場合でも、沿岸運輸制度下の商品の一般的に承認されている場所以外での積み込みまたは積み下ろしを許可することができる。この場合、税関は予定された積み込みまたは積み下ろし作業の際に必ず立ち会わなければならない。場合により徴収される手数料は、行われた税関の職務の概算費用のみである。

船舶が沿岸運輸制度下の商品と同時に申告されていない輸入品またはほかの関税制度下にある商品を輸送する場合、税関は、関税総局長が定める条件の下、船舶の積み込みまたは積み下ろしの場所への到着後、可及的速やかに、商品の積み込みまたは積み下ろしを許可する。

税関は、船長または他の関係者に対して、税関が沿岸運輸制度下での商品の輸送を許可するために必要とする、1 部または複数部の単一書類を要求する。同書類は船舶、沿岸運輸制度で輸送する商品のリスト、これら商品が積み下ろされるべき関税領域に所在する 1 カ所または複数の港名を示すものである。

IX.7.5. 一時輸入

一時輸入は、すでに他の税関手続き下にある商品については、特に保税通過手続きや保税倉庫手続きの解除により認められることがあり、また、自由貿易地域を出た商品に対しても認められることがある。

税関は商品の原産地や仕出地、仕向地を考慮せずに一時輸入を認める。上記商品の一時輸入許可の交付は、互恵性を前提条件としていない。

一時輸入中の商品には、関税総局長が定める条件の下に、当該関税領域内での滞留期間中の保管のために必要な作業を行うことができる。

これら商品は、仮に以下の事態が見られたとしても、常に、未加工の状態での再輸出されたまたは輸入時と同じ状態にあるとみなされる。

- 一時輸入に基づく滞留期間中の使用による通常の価値減少がある。または、
- 価値減少が経済的要因（商品の需要の減少）、老朽化(技術的進歩、外観の変化)または一時的輸入で定められた商品の使用による価値の喪失である。

税関は、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、その再輸出に疑義の余地がない商品については、書面による商品申告なしに一時輸入を認めることができる。

この場合、商品電子申告または国際的書類が考慮される。

税関は、一時輸入制度適用に際して、特定の税関事務所において商品を提示することが暫定的許可交付を容易とする場合に限り、この提示を要求する。税関が有効であると判断した理由に基づき、一時輸入中の商品は、輸入を担当した税関とは別の税関より再輸出することができる。一時輸入中の商品は、1回または数回の発送で再輸出することができる。

税関は、一時輸入時に有効であった禁止事項または制限事項が一時輸入書類の有効期間中に廃止された場合、国内使用による解除申請を認める。

輸入に課される税・関税・課徴金が部分的または全体的に一時停止されているあらゆる一時輸入において、関連して徴収されるのは税のみである。

ただし、これら商品が国内使用される場合、輸入に課される税・関税・課徴金およびその他の税も徴収される。考慮されるべき関税課税価格は、国内使用される商品の申告の登録日のものである。

IX.7.6. 未加工状態での再輸入

税関は、商品がその輸出者と別の者により輸入される場合であっても、状況がその正当性を裏付けることを条件として、未加工の状態での再輸入を許可する。

この場合、同輸入者は、そのための正式の許可を得なければならない、また、商品の識別に必要な証明書類を提示することができなければならない。

再輸入の際に税・関税・課徴金が請求可能であるか否かを税関が確認できるように、同輸入者は、輸出時の税・関税・課徴金の還付額、割引額、賦課一時停止額または輸出時に与えられたあらゆる助成金額を税関に証明できなければならない。未加工再輸入品は、

輸出を担当した税関事務所とは別の税関事務所において申告することができる。再輸入条件付きで輸出された商品は、場合により適用される税・関税・課徴金の賦課一時停止措置を受けることができる。

税関事務所は、商品が期日前に再輸入されなかった場合に、申告者に請求される金額の徴収のために担保の提供を要求する。

税関事務所は、関係者の要請に基づき、再輸入を条件とする輸出を再輸入なしの輸出に転換することを許可する。ただし、場合により発生する税・関税・課徴金の支払いなどのこの場合に適用される条件と手続きの順守を前提とする。

再輸入を条件としたが最終的に再輸入なしで輸出された商品は、場合により、税・関税・課徴金の還付または割引を受ける。

同一の商品の再輸入を条件とした輸出と未加工での再輸入が頻繁に予定される場合、税関事務所は、申告者の要請に基づき、最初の輸出の際に行われた再輸入を条件とした輸出の申告が 12 カ月間にわたり将来の再輸入と輸出に有効となる許可をすることができる。

税関事務所は、関係者が良好な経歴を有することを確認する。税関事務所は、商品申告書に押印し、または適切な注釈を書き加えた上で、この申告書に将来の再輸入と輸出を登録する。

IX.7.7. 再輸出加工

再輸出加工制度の許可は、使用する商品の原産地、仕出地または仕向地が特定の場所であるとの理由のみをもって拒否することはできない。ただし、税関事務所は、特別の状況により、かつ、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下に、さまざまなレベルで検査を行うことができる。

再輸出加工を目的とする商品の輸入の権利は、輸入品の所有者のみに留保されるものではない。外国居住者と交わした契約の履行の一環として、加工に使用される商品がその者から提供される場合、再輸出加工作業が国の経済に有用であるときは、種類、品質、技術的特徴において同一である商品が当該輸入関税領域内において入手可能であるとの理由をもってこの再輸出加工を拒否することはできない。

関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オールドナンス・ロワ第 10/002 号第 216 条に則り、以下の場合には、再輸出加工手続きの許可を受けた商品において輸入品の存在を明示できることを再輸出加工許可付与の絶対条件として強制することはできない。

- 以下により、商品の識別要素を証明することができる場合
 - a) 再輸出加工製品の製造工程および成分に含まれる材料について提供される情報に基づき、または、
 - b) 再輸出加工中の税関検査により

再輸出加工措置は、再輸出加工が許可された種類、品質、技術的特徴において同一である商品の加工により得られた製品の輸出をもって解除が認められる。

- 再輸出加工措置の許可を求める申請が商品輸入後に行われ、許可条件を満たしている場合。この場合許可は遡及的效果を有するかたちで与えられる。

既に消費開始されている商品に対する再輸出加工手続きの適用許可交付が遡及的効

果を有するための条件は、関税総局長の決定に基づき規定される。

税関は、申請が有効な理由に基づくものであり、また、事業者の帳簿が税関に監査および確認に必要な情報を提供することを確認する。

関税総局長は、その決定により、再輸出加工用商品の識別に関する要求事項を規定する。これに際しては、特に商品の性質、行うべき作業、そのもたらす利益の重要性が十分に考慮される。

税関は、輸入品および再輸出加工品の第三者への譲渡の場合、同第三者が許可保有者の義務を引き受けることを条件として、再輸出加工制度の適用継続を許可する。

税関は、再輸出加工作業が再輸出加工制度を許可された者とは別の者に下請けのかたちで行われることを許可することができる。再輸出加工許可保有者が、作業中全般にわたり、税関にとって、許可交付に規定された条件の順守の責任者に留まることを前提として、再輸出加工用として認められた商品の譲渡は必要ではない。

税関は、申告者の選択に応じて、再輸出加工商品が再輸出加工制度が許可された商品の輸入を担当した税関事務所とは別の税関事務所から輸出されることを許可すること、または、申告者に許可申請書において解除を行うことができる税関事務所を指定するよう要求することができる。申告者が再輸出加工商品を定期的に異なる税関から輸出する場合、税関は同申告者の会計を1箇所の税関事務所に集中させることができる。

IX.7.8. 再輸入加工

再輸入加工手続きの許可は、加工、修繕すべき商品が、特定の国を仕向地に行っているとの理由のみをもって拒否することはできない。

ただし、特別の状況の下、かつ、関税総局長の決定に基づき規定された条件の下で、税関は、商品が国内使用のために再輸入される際に行うべき検査の規模を調整することができる。

再輸入加工を目的とする商品の一時的輸出の権利は、商品の所有者のみに留保されるものではない。

関税総局長は、再輸入加工用商品の識別に関する要求事項を規定する。これに際しては、特に商品の性質、行うべき作業、そのもたらす利益の重要性が十分に考慮される。税関は、再輸入加工品が、場合に応じて、特に以下に基づき、一時輸出品から製造されたことが証明可能であることを確認する。

- 特有の商標または製造番号の記載または説明
- 商品に施された封印、シール、パンチ穴、または、その他の個別マーク
- サンプル、イラスト、または技術的説明
- 分析結果
- 再輸入加工品が一時輸出品から製造されたはずであることを明確に示す予定される作業に関する証明書類（契約書、書簡、請求書など）

税関は、申告者の選択に応じて、再輸入加工品を再輸入加工手続きが許可された商品の一時輸出を担当した税関事務所とは別の税関事務所から輸入されることを許可すること、または、申告者に申告書において解除を行うことができる税関事務所を指定するよう要求することができる。再輸入加工品の国内使用手続きの基本的な特徴は、あらゆる

る国内使用手続きの場合に規定されるものと同じである。

関税同盟または経済同盟により関税領域が数カ国から構成されている場合、三角貿易が認められなければならない。これにより、関係国の税関当局間における情報交換を可能とするための一定の手續規則に基づき、商品の一時的輸出が行われた国の税関事務所において、再輸入加工で製造された輸入加工品の国内使用が可能となる。三角貿易とは、異なる税関事務所において行われる商品の保管と再輸出、または、一次産品の輸出を扱った税関事務所とは別の税関事務所における再輸入加工品の再輸入の税関手続きを指す。

再輸入加工品に対して定められている輸入関連税・関税・課徴金の免除は、再輸入加工のための商品の一時的輸出の際に認められた還付または割引の対象となった税・関税・課徴金には適用されない。

税関は、再輸入加工品が国内使用申告前に別の税関手続きの下に置かれていても、輸入関連税・関税・課徴金を免除する。ただし、再輸入加工品の輸入に関して期限が規定されている場合は、税関は、当該商品が国内使用以外の税関手続き下に置かれていても、同期限の順守を要求することができる。

税関は、再輸入加工品が国内使用前に譲渡の対象となった場合であっても、輸入関連税・関税・課徴金を免除する。この輸入関連税・関税・課徴金の免除は、商品譲渡のために納付義務が発生する可能性のある内国税には適用されない。

IX.7.9. 国内使用を目的とする商品の加工

関税法典に関する 2010 年 8 月 20 日オールドナンス・ロワ第 10/002 号第 242 条(a)に則り、国内使用を目的とする商品の加工の権利は、輸入品所有者のみに留保されるものではない。

国内使用を目的とする商品の加工を頻繁に行う者は、税関に提出される申請に基づき、この作業をまとめて対象とする包括許可を受けることができる。

この場合、この総合的許可取得は、改造措置下に置かれる消費開始を目的とする商品が一定の数量を超過せず、改造作業が一定の期限内に行われることを条件とする。

X. 会社法

2012年9月のOHADA加盟以来、コンゴ民主共和国はOHADAの統一商事会社法を適用している。

コンゴ民主共和国において、投資家は、主な会社形態として、以下のものから選択することができる。

X.1. 合名会社 (SNC)

合名会社は、すべての社員が商業従事者であり、会社債務について無限連帯責任を負う会社である。

会社の債権者は、裁判外行為による会社への督促に対して60日間以上支払いがない場合にのみ、社員に対して会社債務の支払い請求を裁判所に申し立てることができる。同期限は、管轄裁判所の長の命令により30日を超えない範囲で延長することができる。

X.2. 合資会社 (SCS)

合資会社は、「無限責任社員」と呼ばれる1人または数人の無限連帯責任を負う社員と、「責任が有限である社員」または「有限責任社員」と呼ばれる、その責任が出資分までに限定された1人または数人の有限責任の出資者が共存する会社であり、その資本金は持分に分割される。

合資会社の社名には、その直前または直後に判読可能な文字をもって「合資会社 (société en commandite simple)」またはその略称である「SCS」の文言をつけなければならない。有限責任社員の名前は、いかなる場合も社名に含めることはできない。これに違反した場合、同社員は会社債務に対して無限連帯責任を負う。

X.3. 有限会社 (SARL)

有限会社は、社員が会社債務に対してその出資分に応じた比率でのみ責任を負い、その権利が持分により表される会社である。

有限会社は、単独または複数の自然人または法人により構成することができる。

有限会社の社名には、その直前または直後に判読可能な文字をもって「有限会社」またはその略称である「SARL」の文言をつけなければならない。

X.4. 株式会社 (SA)

株式会社は、株主が会社債務に対してその出資額を限度として責任を負い、その権利が株式により表される会社である。株式会社は、株主が1人であってもよい。株式会社の社名は、その直前または直後に判読可能な文字をもって「株式会社」またはその略称である「SA」の文言および商事会社法と経済利益団体に関連する改正統一法の第414条に規定される経営方法を記載しなければならない。

改正統一法第414条に定められる会社の経営方法は以下を規定する。

各株式会社の経営方法は、次のいずれかを選択する定款によって決定される。

- ・取締役会を持つ株式会社
- ・唯一代表取締役がいる株式会社

また、株式会社の最低資本金は1,000万CFAフランに定められていることに留意されたい。

同資本金は、株式に分割され、その名目額面は1万CFAフラン以上でなければならない。

株式会社の資本金は、定款署名または創立株主総会開催前に、全額が引き受けられなければならない。

X.5. 匿名会社

匿名会社は、この会社が商業・動産信用登記簿に登録されず、また、法人格を持たないことに社員が同意した会社である。匿名会社は公告の対象にはならない。匿名会社の存在はなんらかの方法により証明することができる。

社員は、会社共通規定の強制規則に違反しない限り、法人格に関連するものを除く匿名会社の目的、存続期間、運営条件、社員の権利、廃業について自由に合意する。

X.6. 事実上の会社

2人または数人の自然人または法人が集まり、本統一法により認められた会社のいずれかを設立することなく社員として行動する場合は事実上の会社である。

2以上の自然人または法人が集まり、本統一法により認められた会社のいずれかを設立したが、法的設立手続きを完了していない場合または本統一法により認められていない会社を設立した場合も、また事実上の会社となる。

X.7. 経済利益団体 (GIE)

経済利益団体は、構成員の経済活動の促進または発展、その事業成果の改善または増大のためのあらゆる手段を一定期間実施することを唯一の目的とする団体である。その活動は、構成員の経済活動と本質的にかかわるものでなければならず、構成員の経済活動に対して補助的性格のみ持つことができる。

経済利益団体自体は、利益を生み出すまたは共有することはできない。経済利益団体は資本金無しで構成することができる。

経済利益団体は、法令の身分規定に従う、または、その資格が保護されている自由業を営む者を含む、2以上の自然人または法人により構成することができる。

構成員の権利は譲渡性証券をもって表すことはできない。これに反するすべての条項はないものとみなされる。

経済利益団体は、商業・動産信用登記簿に登録された時点より、法人格および十全の能力を享受する。

2020年12月28日改訂

XI. 常設事業所およびホールディングスに適用される特別規則

XI.1. 代表事務所または連絡事務所（常設事業所）および支社に適用される規則

コンゴ民主共和国の税法によれば、外国の自然人または法人は、コンゴ民主共和国内に事実上の運営本社、支社、製造所、工場、工房、代理店、店舗、事務所、研究所、売買取引カウンター、倉庫、賃貸用建物および、その他の生産的性質を有するなんらかの固定的または恒久的な事業所等の物理的施設を有する場合、コンゴ民主共和国内に常設事業所を有するとみなされる。物理的施設がない場合でも、外国の自然人または法人が6か月以上、自らの商号の下に直接職業活動を行った場合も同様である。

この場合、外国の自然人または法人は、コンゴ民主共和国における代表事務所または連絡事務所を登録しなければならない。登録の手順は以下のとおりである。

- 管轄当局（単一窓口）への法に準拠したフランス語版の定款の提出
- 会社設立単一窓口からの *RCCM* 登記番号の付与
- 経済省からのコンゴ民主共和国識別証の交付
- 税務当局からの納税番号付与および *VAT* 課税対象通知の交付
- 社会保障機関(*CNSS*、*INPP*、*ONEM*)からの登録番号の付与

自然人または法人は、コンゴ民主共和国に所在する常設事業所により行われた取引に関する特別帳簿を当該事業所に置かなければならない。この帳簿はコンゴ・フラン（ま

たはコンゴ中央銀行が認めた外貨)で記帳される。また、言語としては、コンゴ民主共和国の現行規則に従いフランス語が使用されなければならない。

外国企業を代表する常設事業所は、コンゴ民主共和国に適用される租税制度により規定されているあらゆる租税公課および社会保障負担金を支払わなければならない。

同常設事業所において利益を得るためになされた出費のみが控除可能な事業費用として認められる。

外国に所在する本社、主要事業所または経営本部の一般費用、管理費用は、コンゴ民主共和国に所在する常設事業所が上げた利益からの控除は認められない。

外国の自然人または法人が外国で支出した費用は、コンゴ民主共和国内の事業所が上げた利益からの控除は認められない。

XI.2. コンゴ民主共和国におけるホールディングス特別制度

コンゴ民主共和国においては、ホールディングスに関する特別制度は存在せず、コンゴ法に企業グループの概念はない。コンゴ税法では各会社が独立した企業体とみなされている。ただし、コンゴ民主共和国においても2015年財政法で導入された移転価格に関する規定があり、コンゴ民主共和国に所在する会社とこれら会社の国外の系列会社の間で行われるすべての取引について、これらの取引が完全競争原則の順守の下で行われたかどうかを確認するために適用されている。

XII. コンゴ民主共和国における会社設立の手続き

コンゴ民主共和国においては、法人組織(会社)を設立するためには、以下の手続きを行わなければならない。

- ・ 会社定款の作成

コンゴ民主共和国で会社を設立しようとする者たちは、出資者間の関係および第三者との関係を規定する一連の規則を定めた、会社運営を編成するための義務的法的文書を作成しなければならない。同文書は、公証を受ける前に出資者により署名されなければならない。

- ・ 公証済の会社定款の管轄当局(単一窓口)への提出

署名・公証済の定款は、要求された情報が記載され、しかるべく記入された登記申請書、会社のCNSS加入申請書、会社のINPPおよびONEMへの登録申請書、納税番号申請書ならびに会社の銀行口座開設証明書といった会社登記申請書類一式を構成する

他の書類と共に、同書類一式に含められなければならない。このように構成される書類一式は、会社設立単一窓口にて提出される。

- **会社設立単一窓口からの RCCM 番号の取得**

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払を受けた後、RCCM と呼ばれる商業登記番号を出資者に付与する。RCCM とは司法省が交付するコンゴ民主共和国における事業活動遂行許可である。

- **経済省からの国内識別番号の取得**

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払い後、国内識別番号を交付する。この国内識別番号は、経済省が付与するコンゴ民主共和国において事業を行う経済事業者リストへの登録番号である。

- **税務当局からの納税番号および VAT 課税対象通知の取得**

単一窓口は、会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払い後、出資者に納税識別番号を付与する。また、出資者による会社登記申請書類一式の提出および関連費用の支払い後、納税識別証および設立された会社に納税者として国庫のために VAT を徴収する権利を与える許可証を交付する。これらの文書はコンゴ民主共和国の税務当局が交付するものである。

- **官報での公告**

会社は、上記の書類の取得による設立後ただちに、その存在の第三者への告知のためにコンゴ民主共和国官報において公告されなければならない。

- **社会保障機関(CNSS、INPP、ONEM)への加入番号の取得**

会社は、雇用者として、その従業員への社会保障制度の適用のために、自ら全国社会保障金庫に加入すると共に従業員を登録しなければならない。また、その従業員の職業教育および技術的知見の向上のために国立職業訓練院に加盟すると共に、労働力の利用に関係するあらゆるサービスを利用するために国立雇用局に登録する。

- **環境省からの事業活動許可の取得**

不健康で汚染された環境で活動する会社は、その事業活動開始前に、コンゴ民主共和国環境省の事業活動許可を取得しなければならない。これに際しては事前に認可事務所の協力の下に環境影響調査を実施しなければならない。

- **輸出入許可の取得**

会社は、輸入または輸出の許可を取得するために、貿易省に許可申請書を提出しなければならない。同書類は、会社定款、RCCM 商業登記番号、国内識別番号および輸出入許可申請書簡から構成される。

貿易省は、同会社による年次輸出入税の支払い後に同許可を交付する。同税税額は非鉱業会社では 1,000 米ドル、鉱業会社では 2,000 米ドルである。

XIII. 投資奨励策

XIII.1. 投資法典の説明

コンゴ民主共和国は、特定の活動分野における国内または外国からの直接投資の促進を目的に、投資法典を定めている。

同法典では、直接投資の促進を目的として、税、関税および一般的な軽減措置が規定されている。

XIII.2. 適用分野

投資法典の優遇措置は、直接投資および/またはそれを実施する企業等に適用される。直接投資とは、新たな能力の利用や物品の生産、役務提供の能力の増大、製品や提供役務の品目の拡大、企業生産性の向上、製品または役務の質の改善を目指す新規企業または既存企業が目論むあらゆる投資を指す。

これらの投資は、コンゴ法に準拠する企業等により行われ、投資額は 20 万米ドル相当以上でなければならない。

ただし、投資法典に基づく制度は以下を始めとする多くの分野には適用されない。

- ・ 鉱業および炭化水素関係
- ・ 銀行および保険
- ・ 商業活動

これらの特例措置は、事業分野別に優遇措置を定めるとの政府の意向を根拠としていた。

しかし、こうした優遇措置が公布されないため（鉱業を除く）、政府は、当初除外されていた上記分野への投資法典の拡大を承認した。

2010 年 4 月 22 日の首相の政令により、投資法典の適用範囲から意図的に除外されていた投資家（特に銀行）に付与されていた各種免除が廃止された点に留意されたい。

XIII.3. 認可の条件と義務

投資家は、投資法典に規定された優遇措置を享受するためには、認可申請書を国家投資促進局（ANAPI）に提出しなければならない。

認可は ANAPI による書類審査後、省令に基づき交付される。正式に認可を受けた投資を行った企業は以下の義務を負う。

- ・ 環境保護および自然保全に関する規制の順守
- ・ コンゴ人従業員の詳細技術職、管理職、責任者の職務への育成
- ・ 投資に関連した 35%以上の付加価値率の保証
- ・ 優遇措置認可期間中の投資実現および事業推進の状況に関する重要データの ANAPI への半年ごとの提出
- ・ 計画省の明示的な許可がない限り、行われた投資に関わる設備財を 5 年間譲渡または別の用途へ充当しないこと

また、当局は、投資を行った企業が上記の条件を満たしているか否かを確認する権限を有する。

これらの義務のなんらかの不履行の場合、認可が取り消されることがある。

XIII.4. 優遇措置の適用範囲

コンゴ人と外国人の平等な待遇、配当金の自由な送金、外国債務処理に充てられるその他の資金に関する保証とは別に、投資法典は以下の優遇措置を定めている。

- ・ 機械、工具、新品機材、必要な交換部品の輸入関税および課徴金の全額免除
- ・ 中古の重機、船舶、航空機の輸入関税および課徴金の全額免除。この輸入関税免除は、当該物品の国内製造が不可能であるか、国産製品の税抜き価格が輸入された同一製品の価格と比較して 10%以上上回る場合にのみ認められる。
- ・ その最終製品、加工製品または半加工製品のすべてまたは一部の輸出を予定する認可投資を行う企業は、輸出関税および課徴金を免除される。
- ・ 認可を受けた新規投資により得られた利益は、職業所得税（特に利益・利潤税）を免除される。
- ・ 認可を受けた企業は、投資計画に関連する土地面積に対してのみ、不動産税を免除される。

- ・ 認可を受けた SARL は、設立または増資の際に、比例税を免除される。
- ・ SARL 以外の認可を受けた企業（特に SPRL）は、設立の際に定額税を免除される。

建設工事にかかわる役務は、国内売上税（ICA）を免除される。免除期間は、投資が行われた経済地域により異なる。

参考として記しておく、経済地域は投資法典により規定されている。

- ・ A（キンジャサ）：3年間
- ・ B（ルブンバシ）：4年間

XIII.5. 鉱業法典

優遇的関税制度には、輸出入に関わる以下の措置が含まれる。

輸入

消費税および物品税は、採掘活動に使用される鉱物油を除き、普通法に従って課税される。

輸入取引に際して支払われた役務手数料および鉱区使用量（OCC、OGEFREM など）は普通法に従い課税される。

留意事項

鉱業会社は、作業開始前に、優遇制度の適用対象となる動産、設備、車両、鉱物およびその他の物資の数量および価額を記載したリストを提出する。

同リストは、鉱業省による承認申請書の受領および財務省による同申請書写しの受領後 30 営業日以内に、両省の共同省令による事前承認を受けなければならない。

消耗品、試薬および日常的に使用される必要なメンテナンス製品の備蓄分は採掘活動に直接的に関係するが、このリストから除外される。

鉱業会社またはその下請業者による、承認リストに記載されていない機材、物品、設備、その他の資財の輸入は普通法の規定に従うものとする。

当局には「鉱業会社との直接的関係」という概念の解釈の余地が与えられていることに留意されたい。

さらに、鉱業会社はこれらの資材等の国内供給者を見つけることができなかった理由を説明しなければならない。

また、優遇措置の下に輸入された物品は、税関当局の事前許可なく、第三者に譲渡す

ることはできない。これに違反した場合は、免除された関税を支払わなければならない。

承認された同リストは、優遇関税制度下輸入物品リスト承認省庁間委員会に提出しなければならない。

鉱業許可保有者に適用される税は鉱業法典に網羅的に列記されている。

- 1) 職業所得税 (IBP)
- 2) 職業報酬税 (IPR)
- 3) 駐在員報酬特別税 (IERE) ・
- 4) 付加価値税 (VAT)
- 5) 動産税 (IM)
- 6) 賃貸所得税 (IRL)
- 7) 鉱山・炭化水素採掘権面積税
- 8) 地表税
- 9) 鉱区使用料
- 10) 不動産税 (IF)
- 11) 車両税 (IV)
- 12) 道路通行特別税
- 13) CNSS 社会保険料、INSS・INPP 雇用者負担分

鉱業の優遇税制は以下のように規定されている。

鉱業許可保有者が支出した研究開発費用は、不動産取得関連のものを除き、鉱業許可交付日の現価に直され、鉱業許可保有者により以降の 2 会計年度に 50%ずつ償却される。

2018年3月9日改訂

鉱業法典に関する 2002 年 7 月 11 日法律第 007/2002 号を追加・修正する法律第 18/001 号第 251 条:

ある会計年度の事業損失は、普通法に規定される繰越方法に従い、損失が生じた会計年度以降 5 年度目の会計年度までにあげられた利益から控除することができる。

法律により求められる条件では使用されなかった鉱床再建準備金は、これが設定された会計年度から起算して 4 年度目の課税対象利益に戻し入れられる。

使用されなかった同準備金の残額は、これが設定された会計年度から起算して 11 年度目の課税対象利益に戻し入れられる。プロジェクトの最終年度終了までに使用されなかった同準備金の残額は、同年度の課税利益に繰戻される。

区画あたりの年次地表税

地表税は毎年課税されるものであり、鉱業許可交付を有効とするための条件である。課税額は以下に基づき算出される。

- ・ 許可の種類 (調査、開発等)
- ・ 経過年数 (許可交付以降)
- ・ 許可の対象範囲にある鉱山区画数 (1 区画=84.955 ヘクタール)

XIV. 為替規制

コンゴ民主共和国における為替規制では申告制が導入されている。例えば、為替規制に関しては、コンゴ中央銀行による事前の許可は必要とされない。

XIV.1. 外貨の保有

コンゴ民主共和国における外貨保有は自由である。すべての旅行者はコンゴ民主共和国入国前に、1 万米ドル相当の支払い手段を持ち込む権利を有する。これを超える場合には申告の必要がある。

コンゴ民主共和国出国の際は、1 人あたりの持ち出し外貨金額は 1 万米ドル に制限されている。これを超える外貨持ち出しは、銀行振り込みで行わなければならない。

コンゴ民主共和国内における取引は、外貨建てで金額を表し、決済することもできる。

XIV.2. 物品の輸出入取引

すべての物品の輸出入取引には、銀行への IB (輸入) 申告書または EB (輸出) 申告書を事前に提出する必要がある。同申告書には、一定の書類 (契約書、請求書等) を添付しなければならない。物品 (鉱業製品以外) 輸出の場合、販売利益は EB 申告書を承

認した銀行を介してコンゴ民主共和国に還流されなければならない点に留意されたい。

XIV.3. 役務の輸出入取引

すべての役務の輸出入取引には、商業銀行へのIS（役務輸入）申告書またはES（役務輸出）申告書を事前に提出する必要がある。

同申告書には、一定の書類（契約書、請求書等）を添付しなければならない。「輸出」役務の利益は、コンゴ民主共和国に還流されなければならない。

XIV.4. 所得移転、資金移動

すべての所得移転（報酬）、一般費用移転（医療費、学費等）、資金移動（コンゴ民主共和国における投資、輸出の事前融資）は、取引額が1万米ドルに達した時点より、認可銀行に申告書（RC）を提出する必要がある。

XIV.5. コンゴ通貨建て口座 – 外貨建て口座

コンゴ民主共和国の銀行は、以下の口座の開設が認められている。

- ・ コンゴ民主共和国居住者の外貨建て口座（RME）（コンゴ中央銀行の許可不要）
- ・ コンゴ民主共和国非居住者のコンゴ通貨建て口座（NRME）

外貨建て口座間の振込は申告を必要としない。

XIV.6. 為替交換手数料

外国へのまたは外国からのすべての支払いは、**2%（または 0.2%）**の為替手数料が徴収される。これはコンゴ中央銀行に納められる。

XV. コンゴ民主共和国の裁判管轄と裁判所の概要表

2020年12月28日改訂

コンゴ民主共和国の司法制度には二つのタイプの司法機関や裁判所がある。すなわち成文法を扱う裁判機関と慣習法を扱う裁判機関である。成分法の司法機関には、普通法裁判機関と特別司法機関がある。

XV.1. 普通法裁判機関

コンゴ民主共和国における普通法裁判機関は、次のいくつかの種類のカテゴリから構成されている。

- 治安裁判所
- 大審裁判所
- 控訴院
- 三つの高等法院：憲法院、破毀院、国務院

No	裁判機関	管轄	構成	権限
1	憲法院	キンシャサに所在し、コンゴ民主共和国全土を管轄する。	憲法院院長を含む共和国大統領により選任された裁判官9人	議会での採択前および採択後の立法行為の憲法適合性の確認。憲法院は破毀院または国務院によって提起された、または、これらに訴え出られた係争を司法または行政にかかわる司法機関のいずれに割り振るかを判断する。憲法院は大統領選挙、総選挙、国民投票にかかわる選挙関係の係争に判断を下す。憲法院は、共和国大統領および首相ならびにこれらの共同正犯および共犯者の刑事裁判機関である。
2	国務院	キンシャサに所在し、コンゴ民主共和国全土を管轄する。	国務院は、国務院院長1人、各部の部長および評定官を含む裁判官18人から構成される。	国務院は、行政最高裁判所として以下に関する裁判管轄権を有する：1 第一審および最終審として、中央行政当局の行為、規則、決定に対して提起された法律違反を理由とする上訴；2 上訴審として、行政控訴院の決定に対する上訴；3 ほかに管轄裁判機関が存在しない場合は、コンゴ民主共和国の当局が取った、または命じた措置に起因する例外的、物的または精神的損害の修復のための補償の

				要求。
3	破毀院	キンシャサに所在し、コンゴ民主共和国全土を管轄する。	破毀院は、4部の部長の長である破棄院院長1人と数名の裁判官から構成される。	破毀院は、国会議員、首相以外の政府閣僚、憲法院判事、破棄院判事、国務院判事および国務院付検事局検事、会計院判事および会計院付検事局検事、控訴院院長および行政控訴院院長、控訴院付検事長および行政控訴院検事長、州知事、州副知事および州長官、州議会議長が犯した犯罪に第一審管轄権を有する。破毀院は、控訴院が第一審で下した決定への控訴審管轄権を有する。また、民事・軍事の司法裁判所が最終審として下した決定や判決に対して提起された正式に批准された国際条約、法律、慣習の違反を理由とする上訴にも管轄権を有する。
4	控訴院	各州庁所在地およびキンシャサ	控訴院は、控訴院院長1人、部長数名および裁判官数名から構成される。	控訴院は、大審裁判所および商事裁判所により第一審として下された判決に対する控訴審管轄権を有する。また、控訴院は、控訴院ならびに大審裁判所の管轄下にある人物によるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪ならびに州議会議員、行政官、市長およびその助役、市議会議長、国家公務員、局長または同等の等級の職階を有する公共施設または公共企業の運営者の犯した違反行為に第一審管轄権を有する。
5	大審裁判所	各都市および一部の州庁所在地	大審裁判所は、裁判所所長1人および裁判官数名から構成される。	大審裁判所は、死刑および懲役5年以上が科される犯罪に管轄権を有する。大審裁判所は、治安裁判所の管轄ではないすべての係争に管轄権を有する。また、治安裁判所の管轄下にある同裁判所の判決の執行を除く、司法機関によるあらゆる決定およびその他の公署証書の執行、治安裁判所が第一審として下した判決に対する控訴の控訴審に管轄権を有する。
6	治安裁判所	各領域、都市、町村	治安裁判所は、裁判所所長1人および裁判官数名から構成される。	治安裁判所は、最高5年の懲役が科される犯罪に管轄権を有する。家族法、相続、無償譲与、慣習により規定される集団または個別の土地紛争に関するすべての係争に管轄権を有する。

XV.2. 特別裁判機関

特別裁判機関とは、特定の案件または特定の人物が関与する案件をその特異性または特殊な性質を考慮して裁決を下すための裁判所である。

特別裁判機関として、以下のものが挙げられる。

- 軍事裁判所
- 少年裁判所
- 商業裁判所
- 労働裁判所

XV.2.1. 軍事裁判機関

普通法裁判機関と同様に、軍事裁判機関には以下のものがある。

- 軍事違警罪裁判所
- 駐留地軍事裁判所
- 軍事裁判所および軍事作戦裁判所
- 高等軍事裁判所

これらすべての裁判所における審理は、軍事職業裁判官および数カ月の期間につき抽選で選ばれた将校または司法警察員により行われる。これらの抽選で選ばれた軍人および警察官は、陪席判事と呼ばれる。軍人や警察官を取り巻く現実の環境はそれぞれに固有であるため、その現実の状況を知る他の軍人や警察官が裁判するべきである。

XV.2.1.1. 違警罪裁判所

駐留地軍事裁判所の管轄区域内には 1 以上の違警罪裁判所が存在する。違警罪裁判所における審理には、駐留地軍事裁判所の軍事裁判官が選任され、これに参加する。

XV.2.1.2. 駐留地軍事裁判所

駐留地軍事裁判所の管轄区域は、一つの県、都市、駐留地または軍事基地である。駐留地軍事裁判所は、裁判所所長 1 人および 1 人または数名の裁判官から構成される。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。

駐留地軍事裁判所の審理は少なくとも 1 人の軍事裁判官を含まなければならない 5 人のメンバーにより行われる。

駐留地軍事裁判所は駐留地軍事オーディトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局は、1 人または数名の筆頭検事およびまたは検事の補佐を受けて、駐屯地軍事検事正が指揮する。

また、駐屯地軍事裁判所には、1 人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ば

れる書記官が指揮する書記局も付属している。1人または数名の補佐官が補佐する執行官も所属している。

XV.2.1.3. 軍事裁判所および軍事作戦裁判所

軍事裁判所の管轄は州である。それぞれに1箇所の軍事裁判所を有するその他の州とは異なり、キンシャサには2カ所の軍事裁判所がある。通常、軍事裁判所は、軍事裁判所が設置されている州の州庁所在地、または、地方司令本部がある場所、または、大統領命令により決定された場所に置かれる。

軍事作戦裁判所は、戦争の際に前線兵士を支援するために、つまり、戦争が起きている場所に設置される。軍事裁判所または軍事作戦裁判所は、裁判所所長1人とこれを補佐する1人または数名の部長および1人または数名の裁判官により運営される。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判長がその代理を務め、部長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い判事がその代理を務める。

軍事裁判所の審理は職業裁判官2人を含む5人のメンバーにより行われる。軍事裁判所は、コンゴ民主共和国軍上級オーディトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局は上級軍事検事正が指揮し、これを数名の軍事検事および数名の上級軍事検事が補佐する。

また、軍事裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ばれる書記官が指揮する書記局も付属している。

XV.2.1.4. 高等軍事裁判所

高等軍事裁判所の管轄区域はコンゴ民主共和国全土である。その所在地は、首都であるキンシャサである。高等軍事裁判所は裁判所所長が指揮し、1人または数名の部長および/または1人または数名の裁判官がこれを補佐する。裁判所所長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長いまたはもっとも職階の高い部長がその代理を務め、また、部長が不在または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。高等軍事裁判所の審理は職業裁判官2人を含む5人のメンバーにより行われる。高等軍事裁判所が破棄申し立てまたは裁判官を相手取った訴訟等のその他の特別な訴訟においては、5人の職業裁判官が審理を行う。軍事裁判所は、控訴審でも、5人のメンバーによる審理を行うが、この場合はうち3人が職業裁判官である。

高等軍事裁判所はコンゴ民主共和国軍ゼネラルオーディトラと呼ばれる検事局を有する。この検事局はコンゴ民主共和国軍検事長が指揮し、これを1人または数名のコンゴ民主共和国軍筆頭検事およびコンゴ民主共和国軍検事が補佐する。

また、高等軍事裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する主任書記官と呼ばれる書記官が指揮する書記局も付属している。

1人または数名の補佐官が補佐する執行官も所属している。

XV.2.2. 少年裁判所

少年裁判所の管轄区域は、一つの広域行政区または都市である。その通常の所在地は首相政令により決定される。また、司法省省令により、1箇所または複数の支部所在地とその管轄区域を決定することができる。

同様に、司法省省令により、監護、教育および保護の措置のために2箇所以上の少年裁判所をまとめることもできる。少年裁判所には一審部と上訴部の二つの部がある。

少年裁判所は裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の裁判官がこれを補佐する。少年裁判所所長は、その職務を1人または数名の協力者と分担する。裁判所所長が不在の場合または支障がある場合は、もっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。

少年裁判所の第一審部の審理は1人の裁判官により行われる。上訴部の審理は3人の裁判官により行われる。

少年裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務は、その少年裁判所の管轄区域である広域行政区または都市の検事局が行う。

これに対し、少年裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する書記官が所属している。また、社会問題担当省が選任する1人または数名のソーシャルワーカーも擁している。

そして、少年裁判所には、1人または数名の補佐官が補佐する執行官が所属している。少年裁判所が設置されるまでは、その権限は、第一審に関しては治安裁判所、上訴審に関しては大審裁判所により行使される。

XV.2.3. 商業裁判所

商業裁判所の管轄区域は一つの県または都市である。ただし、キンシャサには商業裁判所が2カ所ある。商業裁判所の所在地は管轄区域である県または都市の庁舎所在地である。

商業裁判所は、常任裁判官である裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の常任裁判官がこれを補佐する。商業裁判所には1人または数名の商業裁判官もいるが、これは商工業を代表する認可職業団体により選任された商工業代表から構成される選挙人団により、最初は2年の任期で、その後は3回まで4年の任期で選出される。

商業裁判所の審理は1人の常任裁判官と2人の商業裁判官の計3人により行われる。商業裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務はその管轄内の大審裁判所の共和国検事が行う。

また、商業裁判所には、1人または数名の補佐官により補佐される書記官および1人または数名の執行官が所属している。

コンゴ民主共和国国土に商業裁判所が設置されるまでは、商業裁判所が設置されていない地域では、その権限は大審裁判所により行使される。

XV.2.4. 労働裁判所

労働裁判所の管轄区域は、一つの都市または県である。その所在地は管轄区域である都市または県の庁舎所在地である。

労働裁判所は、裁判所所長1人が指揮し、1人または数名の裁判官がこれを補佐する。労働裁判所所長は、その職務を複数の協力者と分担する。裁判所所長が不在または支障がある場合は、その協力者またはもっとも職務歴の長い裁判官がその代理を務める。労働および社会保障を管轄とする大臣が、雇用者代表と労働者代表により作成されたリストに基づき、更新可能な2年間の任期をもって陪席判事を選任する。陪席判事はその職務遂行前に以下の宣誓を行う。「私は、神と国家の前において、忠誠心と誠実さをもって職務を遂行し、合議の秘密を護持することを誓う。」

労働裁判所の審理は裁判所所長または裁判官 1 人およびそれぞれ雇用者と労働者を代表する陪席判事 2 人の計 3 人により行われる。

労働裁判所は独自の検事局を持たない。検事局の職務は、その労働裁判所の管轄区域である都市または県の検事局が行う。

ただし、労働裁判所には、1 人または数名の補佐官により補佐される書記官および 1 人または数名の執行官がいる。

労働裁判所が設置されるまでは、その権限は大審裁判所により行使される。